第2次

高知県DV被害者支援計画



平成24年3月

高知県



はじめに

配偶者からの暴力、いわゆるDV (ドメスティック・バイオレンス) は、重大な人権侵害であるにもかかわらず、長い間、家庭やプライバシーの問題とされ、多くの被害者が苦しんできました。

「入所している皆さんと話すうち、自分だけじゃなかった、自分だけがおかしくなかったと気づきました。」

「何度も絶望したけれど、もう一度頑張ってみようという気力が湧いてきました。」

これらは、高知県女性相談支援センターの一時保護所を退所する際の、利用者アンケートに記された生の声の一部です。

本県では、平成19年に「高知県DV被害者支援計画」を策定し、女性相談支援センターを中心に、 DV防止のための意識啓発とともに、被害者の保護や自立支援に取り組んでまいりました。このよう な取組により、同センターに寄せられるDVの相談件数は大きく増加しています。

こうした中、現行計画の計画期間が平成23年度で終期を迎えることから、これまでの取組の成果と課題などを踏まえたうえで、有識者等で構成する「支援計画策定委員会」や「こうち男女共同参画会議」の委員の皆様をはじめ、広く県民の皆様や関係団体からご意見などをいただきながら、第2次計画を策定いたしました。

第2次計画では、暴力を未然に防ぐための若い世代に対する予防啓発をはじめ、暴力の連鎖を断つための子どものケアの充実や、一時保護所退所後のフォローアップの強化、さらに被害者を地域全体で見守る環境づくりなどに取り組んでいくことにしています。

県では、今後この計画を基に、市町村や関係機関・団体の方々などと連携を図りながら、「男女の人権が尊重され、DVをはじめとする暴力を許さない社会の実現」に向けて、さらに積極的に取り組んでまいります。皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、第2次計画の策定にあたりご協力をいただきました皆様方に、心からお礼を申し上げます。

平成24年3月

高知県知事 尾崎 正直

目次

第1章	計画の基本的な考え方	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	1
3	計画の対象	2
4	計画の期間	2
5	計画の進行管理	2
第2章	高知県におけるDVの現状	
1	県民意識調査の結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	DVに関する相談の状況 ·······	4
3	一時保護の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第3章	基本的方向	
1	計画の基本的認識 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
2	計画の策定にあたっての視点	S
3	計画の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
第4章	具体的な取組内容	
基	 本の柱1 DVを許さない社会づくり	12
	重点目標(1)関係機関・団体の連携等による取組の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	重点目標 (2) DV防止のための教育・普及啓発 ••••••••••••••••••••••••••••••••••••	14
	重点目標(3)被害者支援に携わる人材の確保及び専門性の向上 ····································	18
	重点目標 (4) 加害者への対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
基	本の柱2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	重点目標 (1) 相談窓口の周知と相談につなげる体制整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	重点目標(2)配偶者暴力相談支援センターの機能の強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
	重点目標(3)高齢者、障害者、外国人が相談しやすい体制づくり •••••••	26

基本の柱3 DV被害者の一時保護体制の充実	8.
重点目標 (1) 関係機関の連携による一時保護と安全の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・2	:8
重点目標(2)配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護体制の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0
重点目標(3)民間支援施設等との連携による一時保護体制の充実 ・・・・・・・・・・・・3	2
基本の柱4 DV被害者の自立支援 ······3	3
重点目標 (1) DV被害者の生活再建 ····································	3
重点目標 (2) 安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	6
基本の柱5 地域における取組の推進	8
重点目標 (1) 地域での見守り体制づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
重点目標 (2) 早期発見、通報及び相談体制づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	.0
重点目標(3)自立支援の取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
DV被害者支援の流れ (連携図) ······· 4	.4
資料編	



1 計画策定の趣旨

配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」 という。)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男 女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要課題です。

また、DVは、「配偶者」間という親密な関係の中で起きることや、外部から発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者には罪の意識が薄い傾向があることから、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

このため、国においては、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV防止法」という。)を制定し、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための総合的な取組を始めています。

本県では、DV防止法に基づき、平成18年度に高知県DV被害者支援計画を策定しました。そして、この計画に基づき、配偶者暴力相談支援センターに位置づけている※1女性相談支援センターを平成20年度に移転新築し、同センターを中心に関係者との連携のもと、配偶者からの暴力の防止と、被害者の発見、保護から自立に向けた切れ目のない支援に取り組んできました。

このような取組により、配偶者暴力相談支援センターに寄せられる被害者からの相談件数は年々増加しており、同センターが開設された平成14年度の174件に比べ、平成22年度は632件と約3.6倍になっています。このことは、広報・啓発等に取り組んだ結果、DVの認識が一定深まった成果と考えられますが、その一方で、**2県民意識調査では、DV行為を受けながら、誰(どこ)にも相談しなかった人が約半数を占めており、まだまだDVが潜在化していることがうかがえます。

こうした中、現行のDV被害者支援計画の計画期間が平成23年度で終了することから、これまでの取組の成果や課題を整理したうえで、第2次計画を策定するものです。

2 計画の性格

- (1) この計画は、DV防止法第2条の3に規定された、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための取組を、総合的、体系的に実施するための基本的な計画です。
- (2) この計画は、「高知県男女共同参画社会づくり条例」第7条に規定する「男女共同参画計画」である「こうち男女共同参画プラン」の中で、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を目指す取組としても位置づけています。
- (3) この計画は、暴力のない社会を実現するために、本県のDV問題に関し、現状と課題を踏まえて、 その問題の解決のために計画期間内に取り組むべき重点目標や、取組項目の内容を示すものです。

※1 女性相談支援センターは、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者救済の中核的な役割を担っています。 ※2 平成21年に県が行った「男女共同参画社会に関する県民意識調査」。3ページを参照。 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(通称: DV 防止法)~抜 粋~ (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣は、配偶者からの 暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次 条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 (省略)
- 3 市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を 定めるよう努めなければならない。

3 計画の対象

この計画は、DV防止法に定める「配偶者からの暴力」を対象としていますが、「高知県男女共同参画社会づくり条例」で支援の対象としている配偶者以外の親族、さらには、恋人など身近な関係にある者からの暴力についても、対応することとします。

配偶者からの暴力:配偶者(事実婚、元配偶者を含む。)からの身体に対する暴力、または、これ に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を言います。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

ただし、計画期間内でも、DV防止法第2条の2に基づく国の基本方針の見直しや、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて計画を見直します。

5 計画の進行管理

この計画の取組を着実に進めていくために、毎年*3PDCAによる検証と見直しを行うとともに、実施状況を高知県男女共同参画推進本部やこうち男女共同参画会議に報告し、意見を求めます。また、各年の実施状況等については、その内容を毎年公表します。

※3 P・計画、D・実行、C・検証、A・改善を回していく「PDCAサイクル」を活用し、取組の進行管理をするものです。



1 県民意識調査の結果

県では、こうち男女共同参画プランを改定するにあたり、平成21年度に県内の20歳以上の男女2,000人を無作為に抽出して、「男女共同参画社会に関する県民意識調査」(有効回収数:1,142人、有

効回収率:57.1%) を実施しました。その中で、DVについても質問しています。(資料編3ページ参照)

約3割の人が何らかのDV行為を「直接、経験したことがある」と回答しています。 「何度もあった」「1、2度あった」と答えた人を合わせると、その内容の主なものは以下のようになっています。

なお、平成16年の調査から比べると、「平手でぶつ、足でける」といった身体的暴力に加え、「大声でどなる」といった精神的暴力などの加害も、どの年代でも概ね増加傾向にあります。

大声でどなる	36.8%
平手でぶつ、足でける	27.4%
ドアをけったり、壁に物を投げて、おどす	23.7%
物を投げつける	21.8%
何を言っても長時間無視し続ける	19.3%

このほか、インターネットや携帯電話の普及により、「携帯電話、メールなどを細かく監視する」など、これまでには見られなかったDVの形態も出現しています。

● DV行為を「直接、経験したことがある」と回答した人の相談先については、「誰(どこ)にも相談しなかった」と答えた人の割合が51.4%と約半数となっています。

相談した場合の主な相手は、以下のようになっており、公的機関や外部機関への相談はごくわずかで、DVが潜在化していることがうかがえます。

家族、親戚	27.4%
友人、知人	26.5%
警察	3.4%
女性相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)	2.2%
市町村役場・福祉事務所	1.2%
こうち男女共同参画センター「ソーレ」	0.6%

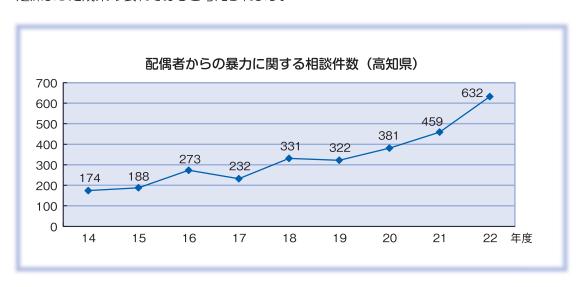
● DVの認知度については、低い年代ほど高く、20歳代はほとんどすべての人が内容も含めて知っていますが、一方、DV防止法の認知度に関しては、20歳代の「内容を知っている」比率が、他の年代と比べて大幅に下回っています。

2 DVに関する相談の状況

(1) 相談件数

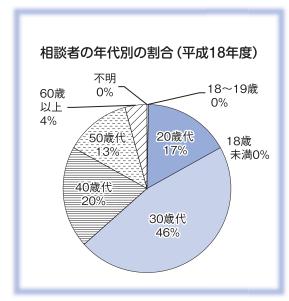
配偶者暴力相談支援センターに寄せられるDV相談の件数は年々増加傾向にあり、平成22年度は632件で、同センターが開設された平成14年度の174件の約3.6倍となっています。

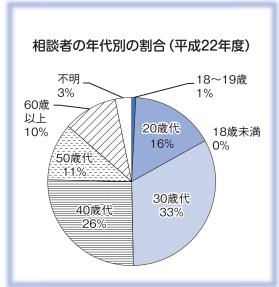
このことは、民間団体と一体となって広報・啓発に取り組んできた結果、DVへの認識が一定深まった成果の表れであると考えられます。



(2) 年代別

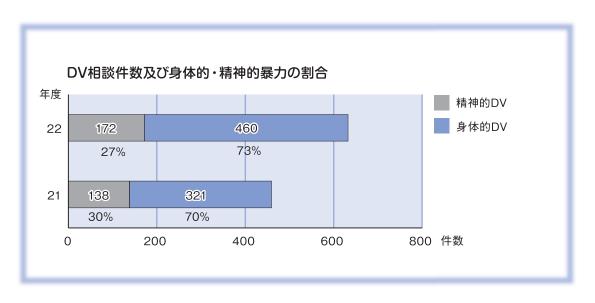
相談者を年代別にみると、40歳代以上の相談件数の割合は、平成18年度の37%に対し、平成22年度は47%と増加しています。中でも、60歳以上の高齢者の割合は、平成18年度は4%でしたが、平成22年度は10%と2.5倍になっており、長い間家庭で我慢してきた被害者が声をあげだしたことがうかがえます。





(3) 相談内容

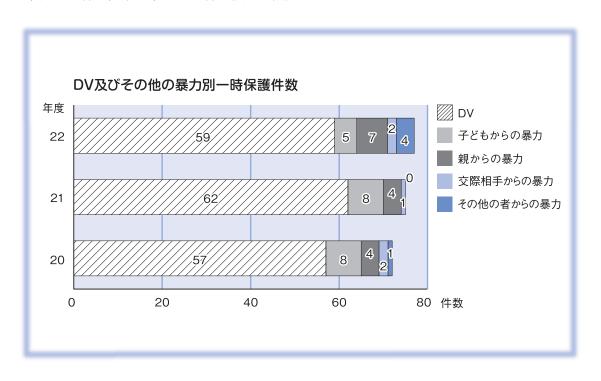
DV相談の内容を見てみると、平成22年度は相談件数632件のうち、殴るなどの身体的な暴力に関する相談は460件で約7割を占めていますが、暴言、無視、生活費を渡さないといった精神的な暴力も約3割存在しています。



3 一時保護の状況

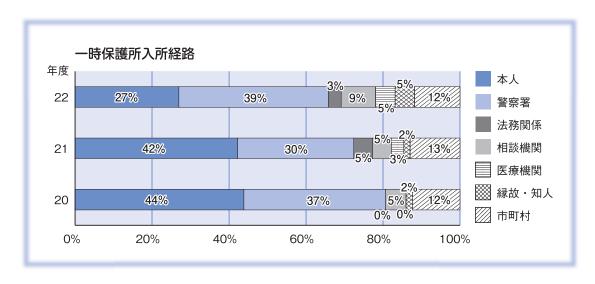
(1) 一時保護件数

配偶者暴力相談支援センターでの、DVに係る一時保護件数は、平成20年度は57件、平成21年度は62件、平成22年度は59件と横ばい傾向にあります。



(2) 入所経路

一時保護所の入所経路は、平成20年度は「本人(被害者自ら配偶者暴力相談支援センターの存在を知り連絡してきたもの)」と「警察」が合わせて81%を占めていましたが、平成22年度は「本人」と「警察」が合わせて66%で、それ以外の「法務関係」「相談機関」「縁故・知人」などの割合が増加しており、一時保護所への入所経路が広がってきています。

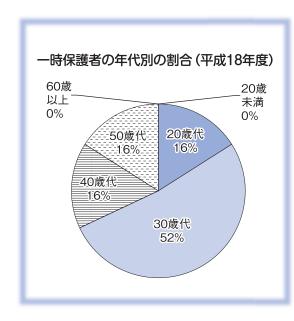


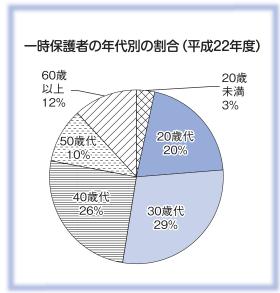
(3) 年代別

一時保護された被害者の年代別では、平成22年度は、30歳代が最も多く、29%で全体の約3割を占め、次が40歳代26%、20歳代20%となっています。

40歳代以上の割合は、平成18年度の32%に対し、平成22年度は48%と、相談の状況と同じように増加しています。

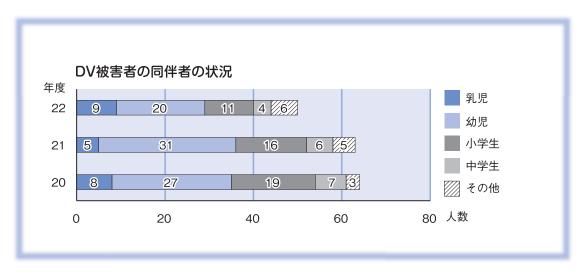
また、60歳以上の割合が平成18年度は0%であったのが、平成22年度は12%と増加しており、高齢者虐待や高齢者福祉の観点も必要と考えられます。





(4) 同伴者

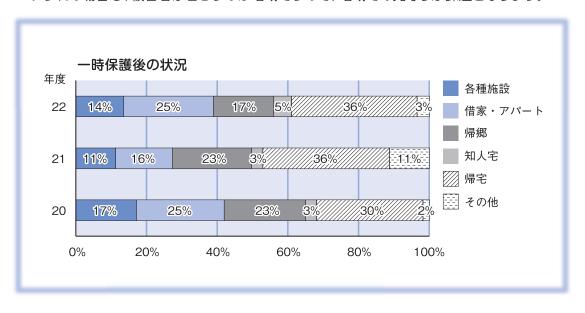
同伴者の内訳は、乳児から中学生の子どもが約9割を占めています。子どもも心に傷を負い、 自らが将来のDV被害者や加害者となる場合もあることから、子どものケアを行い、暴力の連 鎖を断つことが重要です。



(5) 一時保護後

一時保護後の状況を見ると、**4自立支援施設や**5母子生活支援施設などの「各種施設」や「借家・アパート」などで、自立した生活を始める被害者がいる一方で、帰宅する被害者が3割強存在します。帰宅する被害者のほとんどが、精神的、経済的に自立できないなどの理由により夫のもとに帰っています。

いずれの場合も、被害者が暮らすのは地域ですので、地域での見守りが課題となります。



- ※4 一時保護所退所後に、引き続き自立に向けた支援を必要とする女性に対して、住と食を提供し自立を支援する施設。
- ※5 18歳未満の子どもを養育している母子家庭や、母子家庭に準じる家庭の女性と子どもに対して、心身と生活を安定するための相談・援助を進めながら、自立を支援する施設。



1 計画の基本的認識

男女の人権が尊重され、DVをはじめとする暴力を許さない社 会を実現するため、次の基本的認識のもとに取組を進めます。

- (1) DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女平等の実現の妨げともなっています。
- (2) DVは、被害者はもとより、その子どもなど家族の心身にも深刻な影響を及ぼすものです。 被害者は、自らの意思に基づき、安全に、安心して、自分らしい生活を営む権利があります。
- (3) DVの防止と、自立支援を含む被害者の適切な保護を図ることは、国、県、市町村の責務です。
- (4) DVをはじめとする暴力を許さない社会を実現するためには、県民の皆さんをはじめ、国、 県、市町村、民間団体等の連携と協力が不可欠です。





2 計画の策定にあたっての視点

これまでの取組による成果と課題を踏まえ、第2次計画においては、以下の視点のもとに、次ページ以降の基本の柱及び重点目標を掲げ、取組を進めることとします。

(1) 関係機関・団体間の連携のさらなる強化

DVの防止や、早期発見、保護から自立に向けた一連の被害者支援の取組は、広範で多岐に わたることから、国や県、市町村といった公的機関と、民間支援団体等が一体となって対応す るよう、連携のさらなる強化に取り組みます。

(2) 教育と普及啓発のさらなる強化

DV問題の解決のために、現在の被害者への支援だけでなく、被害の予防に向けた人権教育やDV防止の意識啓発のさらなる強化に取り組みます。

(3) 暴力の連鎖を断つための子どものケアの充実

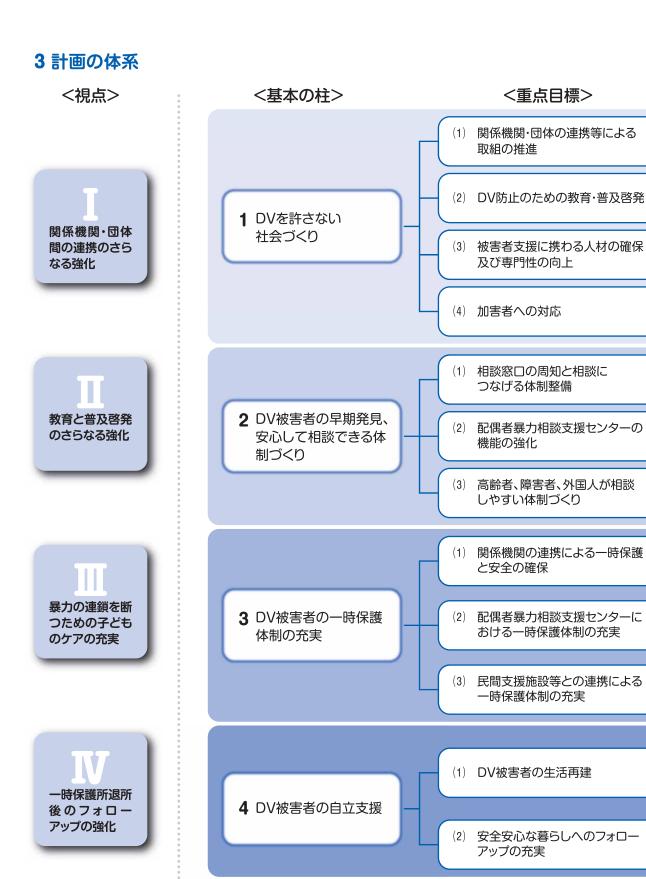
DV被害を目撃したり、自身も虐待を受けた子どもは心身が傷つき、その人格形成や身体的成長過程に深刻な影響を受ける場合があることから、DV被害者の子どもに対しても、その人格と権利を尊重するとともに、子どもが大人になった時に、新たなDV被害者や加害者となることのないよう、子どものケアを充実させます。

(4) 一時保護所退所後のフォローアップの強化

被害者が一時保護所を退所した後、自立して安定した生活ができるよう、配偶者暴力相談支援センターによる見守りと、継続的な心のケア等のフォローアップの体制を強化します。

(5) 地域で安心して暮らすことができる環境づくり

地域で暮らす支援が必要な被害者を早期に発見し、支援をしていくために、市町村や地域の関係機関等が連携し、被害者が安心して過ごすことのできる居場所をつくり、地域全体で見守っていく環境づくりを目指します。



地域で安心して 暮らすことがで きる環境づくり

5 地域における 取組の推進 (2) 早期発見、通報及び 相談体制づくり

(3) 自立支援の取組

(1) 地域での見守り体制づくり

<取組項目>

<流れ>

- ① 関係機関・団体の連携強化
- ② 基本計画の策定と取組の推進
- ① 生涯にわたる人権教育の推進
- ② DV防止の意識啓発の拡充
- ③ 若者に対するデートDVの予防の強化
- ① 人材の確保
- ② 相談員等の専門性の向上
- ③ 相談員のメンタルヘルスケアの充実
- ① 加害者への厳正な対応
- ② 加害者の更生
- ③ 加害者の気づき

関係機関が 連携して まずは 予防から

- ① 配偶者暴力相談支援センターの周知
- ② 発見、通報及び相談に関する体制整備
- ① 配偶者暴力相談支援センターの職員の専門性の向上
- ② 県の他機関との連携強化
- ③ 市町村との連携強化
- ① 配偶者暴力相談支援センターの周知
- ② 各相談機関における相談機能の強化
- ③ 相談窓口のバリアフリー化

早期発見・ 通報で早めの 手立てを

- ① 迅速な一時保護の実施
- ② 同伴者を含めた安全の確保
- ① 被害者の心理ケアの充実
- ②子どもの心身のケアの充実
- ③ 保育、学習支援の充実
- ④ 災害に備えた体制づくり
- ① 郡部における一時保護施設の確保
- ② 民間支援施設等との連携

一時保護の 充実で心身の 回復を図り

- ① 住宅の確保
- ② 就労支援の充実
- ③ 生活支援の充実
- ④ 民間支援団体等との連携による経済的支援
- ⑤ 庁内関係課による支援策の協議
- ① 関係機関の連携による被害者の情報共有と見守り
- ②被害者及び子どもの心身の回復の支援

自立生活を後押し

- ① 市町村の取組強化
- ② 関係機関・団体のネットワークづくり
- ① 地域の関係機関・団体、者による発見、通報、相談
- ② 各種支援制度の活用による生活再建
- ① 自立への継続的な支援
- ② 地域での居場所づくり
- ③ 子どもの健やかな成長の見守り

地域での継続的な見守り



基本の柱

DVを許さない社会づくり

重点目標 (1) 関係機関・団体の連携等による取組の推進

【現状と課題】

- DVの防止や被害者の保護、自立支援に関する施策は広範多岐にわたることから、配偶者暴力相談支援センターを中心に、行政だけでなく民間支援団体などの協力を得て、予防啓発から自立のための生活支援までさまざまな取組を行っています。さらにセーフティネットの網の目を細かくし、切れ目のない支援を行うためには、関係機関等との連携をより強化し、県民を含めた社会全体で取り組む必要があります。
- 行政や高知県民生委員児童委員協議会連合会などの関係機関、団体で構成するDV対策連携支援ネットワークは、平成21年度に法テラス高知、こうち被害者支援センターなどが加わるなど、参加団体の拡充に努めるとともに、被害者の保護や自立の支援を行っています。複合的な支援が求められる被害者が増加する中、一層のネットワークの拡充と、被害者が暮らす地域単位でのネットワークづくりが必要です。
- 市町村は、住民に一番身近な行政主体であり、被害者支援施策の窓口となることが多いことから、DV被害者対策において大きな役割を担っています。
 - ●各市町村では、DV相談窓口を設置していますが、生活保護等の窓口が別の所管である場合が多く、また、他の業務との兼任等で多忙なことから、十分に機能しているとはいえない状況です。
 - 平成19年のDV防止法の改正により、市町村においては関係者が共通認識を持ち、取組を総合的、計画的に進めるため、基本計画を策定することが努力義務とされていますが(2ページを参照)、現在、ほとんどの市町村で基本計画が策定されていません。

【今後の取組】

国や県、市町村といった公的機関と、民間支援団体や地域の社会福祉施設などの連携体制を整え、官民が協働してDV被害者を支援します。

取組項目) ① 関係機関・団体の連携強化	担当課等
●ブロック別関係機関連絡会議の開催 被害者が暮らす地域単位でのセーフティネットは、十分とはいえない状況ですので、県内数か所でブロック別関係機関連絡会議を開催し、DVに対する理解を深めるとともに、被害者の支援に関する共通認識を持ってもらうことで、市町村や地域の関係機関などによる地域でのネットワークづくりを進めます。	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 福祉保健所
●DV対策連携支援ネットワークの専門性の向上と支援の輪の拡大 県域では、DV対策連携支援ネットワークによる被害者への総合的な支援 や暴力のない社会づくりに取り組んでいますが、より効果的な支援を行うた めに、研修等を通じた参加団体の専門性の向上や、参加団体の拡充など、支 援の輪を広げていきます。	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター こうち男女共同参画センター 「ソーレ」
●市町村との連携強化 被害者の自立には、多様な支援制度の有効活用が不可欠ですので、各種 制度の窓口となる市町村との連携を強化します。	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター
●庁内及び関係機関との情報共有の充実と適切な情報管理の徹底 被害者の支援のために情報共有は必要ですが、その一方で、被害者の安 全を確保するうえで、決して情報が漏れることがないよう、情報管理の徹 底を図ります。	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 県立病院課 / 教育委員会 警察本部 こうち男女共同参画センター 「ソーレ」
●民間支援団体との連携及び活動助成 民間支援団体によるシェルターの運営や啓発活動、一時保護所の退所 者に対する自立支援などが行われていますので、より連携の強化を図ると ともに、民間シェルターの運営支援を行います。	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター

※知事部局及び公営企業局については、担当課等に所属名まで記載しています。

※広く連携や情報共有等に取り組む項目では、担当課等は代表として県民生活・男女共同参画課を記載しています。

※本県では、配偶者暴力相談支援センターの役割を女性相談支援センターが担っています。

※こうち男女共同参画センター「ソーレ」の以下の表記は、ソーレのみとします。

県及び市町村で基本計画を策定し、DVに係る取組を総合的、かつ体系的に進めます。

取組項目) ② 基本計画の策定と取組の推進	担当課等
●県基本計画の策定と取組の推進 県の基本計画である「高知県DV被害者支援計画」に基づき、関係機関 等と連携してその取組を進めます。	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 県立病院課 / 教育委員会 警察本部 / 人権啓発センター ソーレ
●市町村基本計画の策定と取組の推進 市町村において、地域の実情に合わせた基本計画の策定が進むよう、県はNPOの派遣をはじめ、助言や情報提供などにより支援します。	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター

重点目標 (2) DV防止のための教育・普及啓発

【現状と課題】

- DV問題の解決のためには、被害が起きた後の被害者の保護、支援はもちろんですが、 被害を起こさないための予防も両輪となるべき重要な取組ですので、各種広報媒体や リーフレット等の活用によりDV防止を呼びかけています。今後も、こうした啓発活動を 継続的に行い、DVに対する真の理解を深めてもらう必要があります。
- DVは、犯罪ともなる行為をも含む重大な人権侵害です。 昨今は、DVだけでなく、いじ めや児童虐待、高齢者虐待などが社会問題となっており、自他の人権尊重の意識啓発の 重要性が高まっています。したがって、幼少期から年齢に応じた人権教育を行うことが必 要であり、そのことがDV防止にもつながります。
- DVは、決して大人だけに起こるものではなく、最近は全国的に高校生など若年層の 恋人間でも問題となっており、これを「デートDVI と呼んでいます。

県内でも、高校牛を対象とするアンケート調査では、異性との交際経験がある高校牛 の約2割が「デートDVの経験がある。」と回答しています。また、女子の被害経験に対し 男子の加害経験が低く、男子の加害認識の低さが浮き彫りとなっています。

こうしたことから、一部の学校にとどまっているDV学習の機会を広げるなど、デート DVの予防を強化する必要があります。

※調査概要 高校生対象のアンケート調査 平成22年4月~10月実施 回答者数 県内8校、1,757名

交際経験のある高校生 (750名)、うちデートDVの経験のある高校生 (171名)

女子の被害経験が24.5%、男子の加害経験は7.6%

「今後の取組」

幼少期からの継続した、それぞれの年齢に応じた人権教育をはじめ、職域や地域等における研 修を行い、DVを防止します。

取組項目) ① 生涯にわたる人権教育の推進	担当課等
●学校・保育所・幼稚園における人権教育の推進 発達段階に応じた人権教育を行うことで、自尊感情を育みます。 また、子育て世代における人権教育も重要であることから、保護者に対 する人権研修の実施についても、市町村等へ働きかけていきます。	私学·大学支援課 教育委員会
●対人関係を築くことが苦手な子どもに配慮した教育の実施 障害などにより、対人関係を築くことが苦手な子どもがいます。このような子どもの場合、周りの理解が得られないことから精神的に不安定となり、時として暴力に訴えがちになります。対応は、早いほど効果的であることから、幼少期から子どもの特性を十分理解した対応と、長所を伸ばしていく指導を続けることが大切であり、このような視点での教育を進めます。	教育委員会

●教職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施 子どもに接する機会の多い教職員に対し、人権教育の研修を行い、DV に対する理解を深めます。	私学・大学支援課 教育委員会 ソーレ
●県職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施 県職員は、業務の中で住民と接する機会が多いことから、DVに対する 理解を深め、支援につなげます。	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 人権課 教育委員会 人権啓発センター
●市町村職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施 住民に最も身近な行政主体である市町村職員のDVに対する理解を深め、支援につなげます。	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 人権啓発センター ソーレ
●地域におけるDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施 地域でのDVに対する理解を深め、DV被害者を支援するサポーターを 増やします。	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 教育委員会 人権啓発センター ソーレ
●職域におけるDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施 加害者は男性が多く、有職者である場合もあるので、職場等においても DVをはじめセクハラ、パワハラ等も含めた研修を行います。	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 人権啓発センター ソーレ

「身体的な暴力はないから」、「これぐらいならDVにはならないだろう」といった誤った認識が、DV被害を拡大させます。DVとはどういうものなのか、子どもたちにどういった影響を与えるのかといった啓発を強化し、DVの防止につなげます。

取組項目) ② DV防止の意識啓発の拡充	担当課等
●県の広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した意識啓発 DVに対する認識は浸透しつつあると考えられますが、家庭内の問題であることから、ややもすれば「我慢が足りない」「被害者が悪い」といった誤った考えも見受けられ、被害者をさらに追い込むことになっています。また、長く被害を受けているうちに、被害者自身も「自分が悪い。」と思い、DV被害を受けていることに気づかない場合もあることから、DVに関する広報を強化します。	県民生活・男女共同参画課 広報広聴課 人権啓発センター ソーレ
●市町村における広報紙等を活用した意識啓発 市町村の広報紙等での、DV防止に関する啓発記事の掲載を働きかけ ていきます。	県民生活・男女共同参画課
● リーフレット等の作成及び配布による意識啓発 啓発のための資料を作成し、広く配布していきます。	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター ソーレ

●「女性に対する暴力をなくす運動」における各機関と連携した集中的な広報啓発 女性に対する暴力撤廃国際日(11月25日)を含む「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間に、講演会の実施やマスメディアを活用した集中的な広報を実施します。	県民生活・男女共同参画課 広報広聴課 人権啓発センター ソーレ
●高齢者、障害者、外国人の相談窓口でのDVに関する広報啓発 高齢者虐待等との重複被害者も考えられることから、それぞれの専門相 談窓口において、DVに関するパンフレット等による広報を行います。	高齢者福祉課 障害保健福祉課 文化·国際課
●思春期相談センター「PRINK」における若者を対象とした広報啓発 若者間にもDVが増えつつあることから、「PRINK」においてDVに関するリーフレット等による広報を行います。	健康対策課

デートDVは、将来的にDVにつながる危険性をはらんでいることから、DV被害者や加害者の発生を防止する意味でも、デートDVの予防を強化します。

取組項目) ③ 若者に対するデートDVの予防の強化	担当課等
●広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した意識容発 「愛されている」「やきもち」と勘違いしていることの中に、実はDVが隠れていることに気づいてもらい、相手の人権を尊重する関係づくりを進めるために、広報紙等を活用した広報に努めます。	県民生活・男女共同参画課 広報広聴課 人権啓発センター ソーレ
●リーフレット等の作成及び配布による意識啓発 若者がデートDVに関する正しい理解を得ることができるよう、リーフ レット等を作成し、意識啓発を図ります。	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター ソーレ
●中高生、大学生及び保護者を対象とした授業及び研修の実施 携帯電話を勝手に見られたり、メールの返信の強要など、身近なところ にデートDVがあることを、学校の授業等を通じて啓発していきます。 また、保護者に対しても研修等を行い、子どもと共通認識を持つことで、 早期に子どもの変化を受け止めることができるようにします。	私学・大学支援課 教育委員会 ソーレ
●教職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施 子どもに接する機会の多い教職員に対し、人権教育の研修を行い、デートDVへの理解を深めます。	私学・大学支援課 教育委員会 ソーレ
●児童生徒が安心して相談できる環境づくり 養護教諭やスクールカウンセラーをはじめ、教職員全体がデートDVに対する理解を深め、安心して相談できる雰囲気をつくります。 また、相談を受ける際には、相談室等で対応するなどプライバシーの保護に配慮します。	私学・大学支援課 教育委員会

●思春期相談センター「PRINK」における若者を対象とした広報啓発

健康対策課

他県の調査では性的暴力の実態もあることから、思春期の性の課題に対応している「PRINK」での相談活動などを通じて、デートDVの予防について啓発してきます。



重点目標 (3)被害者支援に携わる人材の確保及び専門性の向上

【現状と課題】

● DV施策は多岐にわたることから、被害者が接する関係者は行政関係者や関係機関、 民間支援団体等さまざまです。やっと心を開いた被害者が、窓口関係者等の不適切な対 応により新たな被害 (二次的被害) を受けると、より心の傷を深め、周囲を信じることが できなくなってしまいます。

相談や支援に携わる関係者はこのことを認識し、一人ひとりが被害者の心に寄り添った適切な対応を行う必要があります。

被害者支援では、被害者の立場を十分に理解し配慮することとともに、精神的支援を行うための相談スキルや、経済的な自立のための各種制度に関する知識などが求められます。そのため、配偶者暴力相談支援センターやソーレでは、外部専門研修への参加や精神科医師をスーパーバイザーとした所属内研修などを行っています。今後も、専門研修への参加や、関係機関同士の連絡会議などにより、専門性の向上を図るとともに、専門的知識を持った人材を確保することが必要です。

【今後の取組】

真の自立支援には多くの時間を要することから、自立を支援するための職員を配置します。

取組項目) ① 人材の確保	担当課等
配偶者暴力相談支援センターへの自立支援員の配置配偶者暴力相談支援センターに自立支援員を配置し、一時保護所入所時から退	女性相談支援センター
所後の自立に向けての支援を開始し、退所後も継続して家庭訪問等を行います。	

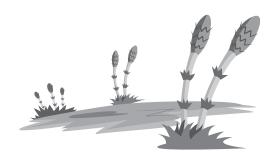
研修等により被害者支援に携わる関係者のスキルアップを図り、それぞれの立場で適切な対応 を行います。

取組項目) ② 相談員等の専門性の向上	担当課等
●相談員や心理ケア担当職員等に対する専門研修の実施及び専門研修への参加	女性相談支援センター ソーレ
所属における研修の実施や、外部研修への参加により、相談スキル等の向 上を図り、専門性を高めます。	
●直接被害者と接する県、警察及び市町村相談窓□職員等に対する研修の実施	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター
DV被害者の理解や支援に関する研修を行い、被害者に寄り添った適切な対応が行えるようにします。	福祉保健所 / 児童相談所警察本部

●被害者支援のための手引きの作成及び関係者への配付 被害者支援をわかりやすく解説した手引きを作成し、手引きを活用した 研修を行います。	女性相談支援センター
●各種研修情報の収集及び提供 国やNPO法人などが行う専門研修に関する情報を収集し、関係機関や 民間支援団体、市町村等に情報を提供します。	県民生活・男女共同参画課
●相談員に対するスーパーバイズ (※) の実施 市町村や関係機関のケースに対しては、配偶者暴力相談支援センターの相談員がスーパーバイズを行うとともに、同センターのケースでは外部専門家によるスーパーバイズを受けることで、困難ケースの対応などを円滑に進めます。 ※スーパーバイズ 高度な知識や経験に基づき、より専門的で適切な指導、支援を行うこと	女性相談支援センター
●女性相談支援センターと児童相談所との連絡協議会の開催 多くの被害者が幼い子どもを連れていることから、連絡協議会を開催して児童相談所との連携を図り、それぞれの立場での意見を聞くことで、より良い支援の形を検討します。	女性相談支援センター 児童相談所

支援に携わる相談員の心の負担を軽減することで、支援業務を継続して行うことができるようにします。

取組項目) ③ 相談員のメンタルヘルスケアの充実	担当課等
●各種メンタルヘルス研修受講の推進 被害者から深刻な被害状況等の話を聞くうちに自身が同様な心理状態になる「代理受傷」などにより、相談員が精神的な健康を損なうことがないように、研修等によるメンタルヘルスケアを充実します。	女性相談支援センター
●相談員が業務に関する悩みを相談できる環境の整備 職場内での相談員相互の相談や、外部の専門家による精神的ケアを図ります。	女性相談支援センター



重点目標 (4) 加害者への対応

【現状と課題】

- 加害者の多くは、暴力を「しつけ」などと言って正当化し、暴力を振るったのは相手が悪いからだと責任転嫁する特徴があります。こうしたことからDVを繰り返し、場合によっては相手を代えて、新たな被害者を生みだす危険性がありますので、早い段階で暴力は人権侵害であり、家庭崩壊にもつながるというような気づきを促し、暴力を問題解決の手段としないといった啓発活動が必要です。
- 加害者更生に対する専門的、継続的な対応は、現時点ではこれが有効といった確立したものがなく、国においても具体的な対策は示されていませんので、今後、国等の研究結果を踏まえた検討を行います。
- 加害者からの相談については、ソーレや精神保健福祉センターで対応しています。配偶者暴力相談支援センター等で相談窓口の周知を図るとともに、対応窓口を広げることが重要です。
- 警察は、被害が繰り返されることがないよう、DV防止法に基づく審尋の際は警察官を 派出するとともに、保護命令発令後、加害者に対して指導、警告を実施しています。

今後も、加害者に対し効果的な警告を行うなどの厳正な対応を行い、被害者の安全を確保する必要があります。

【今後の取組】

被害者が安心して暮らせるように、警察による加害者への厳正な対応を行います。

取組項目) ① 加害者への厳正な対応	担当課等
●現場警察官の加害者への対応能力の向上 警察官は、刑罰法令に抵触する場合には、被害者の意思を踏まえて検 挙等の措置を講ずるほか、刑事事件としての立件が困難な場合も、加害者 に対して指導警告を行うとともに、被害者に対して自衛策等の教示を行い ます。	警察本部
●保護命令が出された加害者に対する警告の実施 警察官は、接近禁止命令や退去命令などの保護命令が出された場合には、加害者に対し、命令内容を十分理解させるとともに、違反した場合には厳正な対応を行います。	警察本部
●被害者や支援者の安全確保 被害者や支援者が加害者からの危険を感じる場合は、巡回を行うなど安 心して過ごせるような対応を行います。	警察本部

加害者更生に関する国の調査研究の動向や、他県等の取組情報を収集するとともに、更生を望む加害者を相談窓口等へつなげます。

取組項目) ② 加害者の更生	担当課等
●加害者更生プログラムに関する情報の収集と対応の検討 国や他県の情報を収集するとともに、その情報を活用した対応策を検討 します。	県民生活・男女共同参画課 ソーレ
●加害者への情報提供 配偶者暴力相談支援センター等が対応する中で、自分を変えたいと願う 加害者については、加害者の状況に応じて、相談窓口や医療機関の情報を 提供します。	女性相談支援センター ソーレ

加害者の更生のためには、加害者本人がDVとは何かを理解し、今後繰り返さないと決意する ことが大切ですので、加害者の気づきを促し、加害者が再び暴力を繰り返さないように広報等に 取り組みます。

取組項目) ③ 加害者の気づき	担当課等
●加害者に対するDV防止の意識啓発と相談窓口の周知 加害者が自分の行為がDVだと気づいていない場合が多いので、広報紙 や相談カードの作成、配布により、加害者の気づきを促すとともに、加害 者の相談先の周知を図ります。	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター ソーレ
●精神保健福祉センター等での「心の健康相談」の実施 加害者が自分の気持ちを相談できる場を確保するとともに、相談しやすい環境を整えます。	精神保健福祉センター 福祉保健所
●ソーレでの相談の実施 加害者からの相談に、一般相談や男性相談等で応じるとともに、必要に 応じて専門機関を紹介します。	ソーレ
●思春期相談センター「PRINK」における気づきの促進 思春期の性の課題に対応している「PRINK」での相談活動などを通じ て、デートDVの理解を深め、早期に加害の芽を摘んでいきます。	健康対策課

基本の柱

2

DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり

重点目標 (1)相談窓口の周知と相談につなげる体制整備

【現状と課題】

- 平成21年に実施した県民意識調査では、DV被害の経験者のうち、誰(どこ)にも相談していない人が約半数を占め、配偶者暴力相談支援センター(女性相談支援センター)や警察などの公的機関に相談する人は少ないとの結果が出ており、配偶者暴力相談支援センターのさらなる周知が必要です。
- 相談しなかった理由として、「自分さえ我慢すれば」「相談するほどではない」と答えた人が8割もおり、自分がDV被害者であるとの認識が十分でないことが心配されます。相談が被害者支援の入り口となることから、被害者本人の気づきを促す取組が必要です。
- DVの渦中にいる被害者本人よりも、被害者と関わる周囲の人たちがDVの実態に気づく場合もあるので、DV被害を発見した場合は、本人に相談を勧めるとともに、必要に応じて配偶者暴力相談支援センターや警察などへの通報を促すことが重要です。

【今後の取組】

支援の中核機関である配偶者暴力相談支援センターを広く県民に広報し、周知を図ります。

取組項目) ① 配偶者暴力相談支援センターの周知	担当課等
●県の広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した周知 DVについての周知を図るとともに、相談や保護を行う配偶者暴力相談 支援センターの周知を図ります。	県民生活・男女共同参画課 広報広聴課 人権啓発センター ソーレ
●市町村における広報紙等を活用した周知 身近な情報紙として目に触れる機会が多い市町村の広報紙等で、DVに関する情報とともに、相談先として配偶者暴力相談支援センターの周知を図ります。	県民生活・男女共同参画課
●リーフレット等を活用した周知 市町村や関係機関、各種相談窓口等に啓発のためのリーフレット等を配置 し、広く配偶者暴力相談支援センターの周知を図るとともに、人知れず情報を 手に入れたい人に配慮して、量販店等のトイレ等に相談カードを配置します。	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター ソーレ
●「女性に対する暴力をなくす運動」における各機関と連携した周知 運動実施期間に各機関と連携して広報するなかで、DVに対する理解と 配偶者暴力相談支援センターの周知を図ります。	県民生活・男女共同参画課 広報広聴課 人権啓発センター ソーレ

被害者に関わりが深い医療、福祉、教育関係者のDVに対する理解を深め、被害者の早期発見につなげるとともに、DVの通報や相談等に24時間対応できる体制を整えます。

取組項目) ② 発見、通報及び相談に関する体制整備	担当課等
●配偶者暴力相談支援センターと警察の連携による24時間対応できる体制の確保 配偶者暴力相談支援センターと警察との連携により、緊急時等に県内どこでも24時間対応できる体制を整えます。	女性相談支援センター 警察本部
●警察との情報共有及び連携の強化 警察との連絡会議の実施や、緊急時の連絡体制の構築により、配偶者暴力相談支援センターと警察が連携して被害者支援に取り組みます。	女性相談支援センター 警察本部
●医療・福祉・教育・司法関係者に対する情報提供及び連携の強化 被害者を発見した時の対応の仕方等を周知するとともに、配偶者暴力相 談支援センターへの通報につなげるなど、連携を強化します。	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 医事薬務課 / 福祉保健所 児童相談所 / 県立病院課 教育委員会
●子どもの権利110番との連携強化 DV家庭では、子どもに対しても虐待が行われていたり、また、DVを目撃することで子どもは精神的な傷を負っています。子どもからのメッセージを慎重に受け止め、DVが疑われる場合は、法務局と連携して対応します。	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター
●苦情処理の体制整備 相談窓口等でも、対応者の理解不足により被害者を傷つけてしまう危険性(二次的被害)があります。そうした場合の苦情の申出に対しては、適切かつ迅速に対応し、業務の改善につなげます。その際、配偶者暴力相談支援センター以外の機関にあっては、必要に応じて配偶者暴力相談支援センターの助言を求めます。	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 警察本部



重点目標 (2)配偶者暴力相談支援センターの機能の強化

【現状と課題】

- 配偶者暴力相談支援センターへのDV相談は増えており、特に高齢者の相談が急増しています。今後ますます、広報活動等によるDV被害者の顕在化や、それに伴う支援困難ケースの増加が見込まれます。被害者が精神的、知的障害を抱えていたり、経済的に困窮を極めているといった自立に時間を要する事例も多く、対応する職員には、より一層専門的知識が求められます。
- 本県における配偶者暴力相談支援センターは、高知市にある県の女性相談支援センター1か所です。県域が東西に広いことから、女性相談支援センターでは、被害者への対応を市町村の協力を得て行っていますが、今後配偶者暴力相談支援センターとしての機能を補うために、県の他機関の機能の活用や、市町村とのさらなる連携が必要です。

【今後の取組】

配偶者暴力相談支援センターの職員の対応能力の向上を図ります。

取組項目) ① 配偶者暴力相談支援センターの職員の専門性の向上	担当課等
●相談員や心理ケア担当職員等に対する専門研修の実施及び専門研修への参加【再掲】所属における研修の実施や、外部研修への参加により、相談スキル等の向上を図り、専門性を高めます。	女性相談支援センター
●相談員に対するスーパーバイズの実施【再掲】 市町村や関係機関のケースに対しては、配偶者暴力相談支援センターの相談員がスーパーバイズを行うとともに、同センターのケースでは外部専門家によるスーパーバイズを受けることで、困難ケースの対応などを円滑に進めます。	女性相談支援センター



配偶者暴力相談支援センターの機能を補うため、他機関の業務の中でも被害者支援を行います。

取組項目) ② 県の他機関との連携強化	担当課等
●住民の身近な窓口として、福祉保健所でのDV被害者の支援 生活保護や母子生活支援施設への入所、児童扶養手当、母子・寡婦福祉 資金の貸付け等の各種福祉制度の情報提供を行うとともに、各制度の適 切な運用により、被害者の経済面での支援を行います。 また、「心の健康相談」を通じた被害者及び加害者の心のケアや、市町村 と連携した育児支援を行います。	福祉保健所
●福祉保健所との連携強化	女性相談支援センター
生活保護や市町村と連携した育児支援での家庭訪問など、福祉保健所が日常業務の中で住民に接する際に、DVが疑われる事例があれば、配偶者暴力相談支援センターへの相談を勧めるとともに、必要に応じて同行や通報する体制をつくります。	福祉保健所
●児童相談所との連携強化	女性相談支援センター
児童虐待とDVには関連性のある場合もあることから、児童相談所が日常業務の中で住民に接する際に、DVが疑われる事例があれば、配偶者暴力相談支援センターへの相談を勧めるとともに、必要に応じて通報する体制をつくります。	児童相談所

市町村は、既存の福祉制度等を十分活用して、主体的に被害者支援に取り組みます。

取組項目) ③ 市町村との連携強化	担当課等
●住民の身近な窓口として、市町村相談窓口でのDV被害者の支援 市町村は、最も身近な行政主体であり被害者の情報を得やすく、タイム リーな支援が行いやすいことから、支援情報の提供や福祉制度の活用によ る支援を行います。 一方、身近すぎて利用しづらいといった被害者には、県の機関を勧める など県と市町村の連携を強化します。	女性相談支援センター
●市町村の取組に対する助言等 市町村が対応に苦慮する場合などは、DV被害者の支援の中核機関である配偶者暴力相談支援センターが、スーパーバイズの役割を果たすなど支援を行います。	女性相談支援センター

重点目標 (3) 高齢者、障害者、外国人が相談しやすい体制づくり

【現状と課題】

- 本県では、全国に先駆けて高齢化が進んでいます。今後、さらに高齢化が進展すると予想され、それに伴い高齢者虐待の増加や、DVと高齢者虐待の重複被害が懸念されます。
- 高齢者虐待や障害者虐待のある家庭内では、DVが存在する可能性を否定できません。 こうしたことから、DV被害を受けている高齢者や障害者、外国人が配偶者暴力相談支援 センターを利用できるように周知する必要があります。
- 高齢者や障害者、外国人には、それぞれ専門の相談窓口はありますが、そうした窓口が十分に知られているとは言えない状況にあります。そのため、まず、それぞれの相談窓口の周知を図るとともに、相談に応じる中でDVが見つかった場合は、配偶者暴力相談支援センターとの連携により、DV被害者を支援することが大切です。

「今後の取組」

高齢者、障害者、外国人に対して、配偶者暴力相談支援センターを積極的に広報します。

取組項目) ① 配偶者暴力相談支援センターの周知	担当課等
●高齢者、障害者、外国人の相談窓口での周知	高齢者福祉課
それぞれの窓口に広報資料を配置し、配偶者暴力相談支援センターの	障害保健福祉課
周知を図ります。	文化·国際課
●外国語パンフレット等の作成及び関係機関への配置	県民生活・男女共同参画課
外国語によるパンフレット等を作成し、配偶者暴力相談支援センターの	女性相談支援センター
周知を図ります。	文化・国際課

高齢者等の専門窓口の周知を図るとともに、DVが見つかった場合は、配偶者暴力相談支援センターとの連携により、支援に取り組みます。

取組項目) ② 各相談機関における相談機能の強化	担当課等
●各団体の研修会等でのDV防止のための啓発 高齢者団体や障害者団体などの研修会等において、DV防止の意識啓発 を図ります。	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 高齢者福祉課 障害保健福祉課 文化・国際課
●高齢者総合相談センター、地域包括支援センター、認知症コールセンターの周知及び配偶者暴力相談支援センターとの連携 高齢者向け相談窓□の周知を図り、DVが疑われる場合には、配偶者暴力相談支援センターと連携して支援を行います。	女性相談支援センター 高齢者福祉課

●障害者110番や高知いのちの電話の周知及び配偶者暴力相談支援セ 女性相談支援センター ンターとの連携 障害保健福祉課 障害者向け相談窓口や、悩みを抱えて孤独の中で苦しんでいる人の相談 窓口の周知を図り、DVが疑われる場合には、配偶者暴力相談支援セン ターと連携して支援を行います。 ●心の健康相談の周知及び配偶者暴力相談支援センターとの連携 女性相談支援センター 精神保健福祉センター 精神保健福祉センターや福祉保健所で行う「心の健康相談」の周知を図 福祉保健所 り、DVが疑われる場合には、心のケアを図るとともに、配偶者暴力相談支 援センターと連携して支援を行います。 ●国際交流協会の周知、啓発チラシの作成及び配偶者暴力相談支援セ 女性相談支援センター ンターとの連携 文化・国際課 外国人向け相談窓口の周知を図り、DVが疑われる場合には、配偶者暴 力相談支援センターと連携して支援を行います。

通訳等の確保による相談窓口でのバリアフリー化を図ります。

取組項目) ③ 相談窓口のバリアフリー化	担当課等
● 外国語通訳及び手話通訳等の確保	女性相談支援センター
配偶者暴力相談支援センターでは、外国語通訳等を確保することで、安	障害保健福祉課
心して無料で相談できる体制を整えます。	文化・国際課



基本の柱

3

DV被害者の一時保護体制の充実

重点目標 (1)関係機関の連携による一時保護と安全の確保

【現状と課題】

- DV被害者の一時保護件数は、平成22年度は59件となっており、ここ数年大きな変動はありません。また、被害者は20歳代から40歳代が7割を超えることから、同伴者の8割が小学生以下の子どもです。
- DV被害は、時として生命をも脅かす場合があり、被害者の保護にあたっては、被害者 や同伴者の安全の確保を最優先に、迅速な対応が必要です。そのため、警察等との連携 により、安全を確保するとともに、24時間受け入れが可能な一時保護体制の整備が必要 です。

【今後の取組】

関係機関の連携により、24時間安全に保護できる体制を整えます。

取組項目) ① 迅速な一時保護の実施	
●警察等と連携した安全の確保 被害者の保護にあたっては、一時保護所までの移動など、必要に応じて 警察や市町村、福祉保健所等と連携して、安全を確保します。	女性相談支援センター 福祉保健所 警察本部
●迅速かつ安全に24時間対応できる保護体制の確立 遠隔地等の理由で、直ちに一時保護所での保護が困難な場合は、警察 や市町村等との連携により、地域において緊急避難を講ずるなど、いつで も、どこでも迅速に保護できる体制を整えます。	女性相談支援センター 警察本部
●県域を越えた広域での保護体制の整備 被害者の安全を確保するために他県へ避難する事例などは、転出先の 関係機関と連携を図って保護できる体制を整えます。	女性相談支援センター

保護命令の活用などにより、被害者と同伴者の安全を図ります。

取組項目)②同伴者を含めた安全の確保	担当課等
●被害者への保護命令制度の情報提供及び手続支援 被害者の安全を確保するうえで、保護命令は有効な手段となることから、 保護命令制度について情報提供や助言、また、申し立ての際の証明など手 続の支援を行います。	女性相談支援センター 警察本部
●関係機関に対する秘密の保持の徹底 保護命令申し立て後、発令までの期間は加害者の追跡が厳しくなる可能性があります。関係機関が連携して情報共有する一方で、被害者の所在などの情報が決して洩れることのないようにします。	女性相談支援センター 福祉保健所 児童相談所 教育委員会 警察本部
●一時保護期間中に、入所者が安心して過ごせる環境の整備 一時保護所では、警察との連携による巡回や所内警備の充実などにより、入所者の安全を確保します。	女性相談支援センター 警察本部



重点目標(2)配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護体制の充実

【現状と課題】

- 一時保護される被害者は、長い期間のDV被害により心に深い傷を負い、場合によっては通常の社会生活を送るまでにかなりの時間を要する状況です。そのため、入所中から心のケアを行い、心の健康を取り戻す必要があります。
- 同伴の子どもたちは、家庭でDV被害を目撃するだけでなく、子ども自身も暴力にさらされている場合があります。そうした生活の中で、子どもも心が傷つく一方で、暴力を覚え、安易に問題解決の手段として暴力を選択してしまう危険性をはらんでいますので、子どもに対するケアを充実させ、暴力の連鎖を断ち切ることが重要です。
- 本県では、南海地震が近い将来起こると言われています。災害が起きた時に、入所者の安全の確保を図るとともに、配偶者暴力相談支援センターの機能が停止しないように代替施設の確保などを検討する必要があります。

【今後の取組】

被害者の自立に向け、心理面でのケアを行います。

取組項目) ① 被害者の心理ケアの充実	担当課等
●専門機関との連携による心の健康の回復支援 心理検査やアサーション・トレーニング(※)、カウンセリングを行うなど、 被害者の心のケアを図るとともに、必要に応じて医療機関につなぎます。 ※アサーション・トレーニング 自分や相手の人権を尊重したうえで、自分の意見や気持ちをその場に適切な言い方で表現するトレーニング	女性相談支援センター
●心理ケア担当による心の健康回復支援 心理ケア担当による被害者の心のケアを行います。	女性相談支援センター

傷ついた子どもに寄り添ったケアを行います。

取組項目) ② 子どもの心身のケアの充実	担当課等
●児童相談所等と連携した子どもの心理判定やカウンセリングの実施 DVは、児童虐待につながる場合もあることから、児童相談所等との連 携により、同伴している子どもの心身のケアを図ります。	女性相談支援センター 児童相談所
●療育福祉センターと連携した障害の心配のある子どもへの対応 DV家庭で育つ子どもの中には、発達障害等の心配があるものの早期に 発見されず、専門機関等につながっていない場合や、加害者によって治療 が妨げられている場合があります。子どもと接する中で、そうした様子が見 受けられたら、療育福祉センターと連携して適切な対応を行います。	女性相談支援センター 療育福祉センター

一時保護期間中の子どもに対する保育や教育の機会を確保します。

取組項目) ③ 保育、学習支援の充実	担当課等
●安心して遊ぶことのできる環境の整備 子どものストレスを和らげ、心を癒すために遊びの場を提供することは 大切なことですので、保護所内のスペースや、関係機関と連携して安全な場 所で遊ぶ機会を設けます。	女性相談支援センター 教育委員会
●学校と連携した一時保護所での教育支援 一時保護期間中で通学できない子どもに対しては、学校と連携しながら 教員OBによる学習の機会を提供します。	女性相談支援センター 教育委員会
●就学のためのさまざまな制度の情報提供と手続支援 高等学校等の授業料免除及び奨学金の貸付制度や、大学・専門学校の 奨学金貸付制度等の情報を提供することで、子どもの将来の夢を応援し ます。	女性相談支援センター 教育委員会

地震や水害などの不測の事態に備え、施設の安全体制を整えます。

取組項目) ④ 災害に備えた体制づくり	担当課等
●設備の見直しや避難訓練等の実施による安全対策 一時保護所の耐震対策や避難訓練などを行い、災害の際の入所者の安全を確保します。	女性相談支援センター
●備蓄等の充実 災害時には、周囲から孤立する危険性もあることから、一定期間生活に 支障が出ない程度の物資の備蓄に努めます。	女性相談支援センター
●代替施設による事業の継続 配偶者暴力相談支援センターが災害を受けた場合を想定し、同センター の機能を果たすことができる代替施設の検討を進めます。	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター



重点目標 (3) 民間支援施設等との連携による一時保護体制の充実

【現状と課題】

- 一時保護は、県自らのほか、民間施設等への委託により行っていますが、委託先は県内を網羅しているとはいえない状況です。また、被害者や同伴者の多様化により、施設のバリアフリーが求められるなど、一般的な施設での対応が困難な事例も考えられます。
- 一時保護の入所者は、高知市に居住している方が大半を占めており、郡部の利用者は 少ない傾向にあります。これは、郡部ほど子どもの通学や親の介護をはじめ経済的な問 題などで、地元を離れることが困難となっている場合があるためです。
- 地元を離れがたい被害者の安全を確保するために、より身近な地域での一時保護を可能とするとともに、障害者等の一時保護の際には、障害者向け施設等を活用できるように検討を進める必要があります。

【今後の取組】

郡部における一時保護への二一ズに対応します。

取組項目) ① 郡部における一時保護施設の確保	担当課等
■郡部における一時保護施設の確保家族の事情などにより、遠隔地への避難が困難な郡部の被害者のために、 民間施設への委託等により、一時保護施設の確保に努めます。	女性相談支援センター

民間支援施設等との連携により、適切な一時保護を行います。

取組項目) ② 民間支援施設等との連携	担当課等
●民間シェルターとの連携による一時保護体制の充実 一時保護所が満室であったり、同伴者が中高生の男子の場合であっても、 民間シェルターへの委託により、被害者と同伴者が安心して過ごすことが できる体制を整えます。	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター
●障害者及び高齢者施設の活用の検討 被害者又は同伴者が障害者や高齢者の場合などに備え、専用施設の活用 の方策について検討を進めます。	高齢者福祉課 障害保健福祉課

基本の柱

4

DV被害者の自立支援

重点目標 (1) DV被害者の生活再建

【現状と課題】

● 一時保護の後、約3割の入所者が加害者のいる自宅へ帰っています。その理由として 自立の目途が立たず、やむなく夫の元に戻る場合もあると考えられます。

平成18年度に内閣府が実施した調査では、相手と離れて生活を始めるにあたり困ったこととして「当面の生活をするためのお金がない。」との回答が一番多くなっています。

- 被害者が自立して、新たな生活を始めるためには、衣食住の確保が必須であり、特に退所後の住居の確保は急がれます。しかし、被害者の多くが精神的なダメージを受けており、また、荷物も持たずに避難している事例も多いことから、自力で自立した生活基盤を築くことは困難を極めます。
- 退所者に対しては、民間支援団体による住宅保証料の助成や小口資金の立て替え、生活物資の提供などを行うとともに、県営住宅の優先措置や公的扶助制度等の活用などにより生活基盤を築く支援を行っています。

今後、支援団体の一層の拡充を図るとともに、さまざまな社会資源の活用や就労支援 を行うなど、息の長い支援を行うことが必要です。

【今後の取組】

住宅の確保に向けて、官民の住宅情報や助成制度等の情報提供を行うとともに、一時保護所退所者の生活の場として、県職員住宅等の短期利用を検討していきます。

取組項目)① 住宅の確保	担当課等
●県営住宅の募集時の優先措置による支援 県営住宅の募集時には、抽選にあたっての優先的な扱いや、入居手続の 簡素化などを行います。	住宅課
●民間事業者の協力による住宅に関する情報の提供 民間団体や民間事業者の協力を得て、住宅の確保のために情報を提供し ます。	女性相談支援センター
●保証料補給制度、融資制度等の情報提供民間支援団体の協力による保証料の助成や母子・寡婦福祉資金貸付制度等の情報を提供します。	女性相談支援センター

●県職員住宅及び県営住宅の短期利用の検討

一時保護所退所者で、保証人や収入面の問題により、民間住宅等の確保が難しい被害者に対して、県職員住宅等の目的外使用等を活用した短期利用を検討します。

県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 職員厚生課 住宅課

自立のための職業訓練や求人情報の提供などにより、就労につなげます。

取組項目) ② 就労支援の充実	担当課等
● ハローワークとの連携による就職の促進 ハローワークと連携して求人情報を提供するなど、被害者の就職につなげていきます。	女性相談支援センター
●企業の理解の促進や求人情報の提供による就職の促進 厳しい雇用環境の中では、さまざまな事情を抱えた被害者の就労には企 業の理解が不可欠です。企業にDVに関する情報を提供し、DV被害者の置 かれている状況を理解してもらうとともに、被害者の実情に応じた雇用の 受け入れを働きかけていきます。	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 雇用労働政策課
●就業支援制度等の技能習得にかかる情報提供 これまで就業したことがなかったり、長い空白期間が生じている被害者 に対して、職業訓練や技能習得の情報を提供し就労につなげます。 また、ジョブカフェこうちで実施するしごと体験講習について、必要な場合は、被害者が優先して受講できるよう配慮します。	女性相談支援センター 児童家庭課 雇用労働政策課
●就職活動及び技能習得時の託児支援 未就学児を抱える被害者の自立にむけた就労を支援するため、ソーレで 実施するパソコン講座や経理事務講座、また、県が実施する離職者等再就 職訓練事業において託児サービスを行います。 さらに、託児支援を行うファミリー・サポート・センター事業の周知など を行います。	女性相談支援センター 雇用労働政策課 ソーレ



生活保護や児童扶養手当、年金などの諸制度に関する情報提供により、生活の支援を行います。

取組項目) ③ 生活支援の充実	担当課等
●生活保護等の情報提供と手続に際しての支援 被害者の自立のためには、生活保護や児童扶養手当の受給、また母子生 活支援施設の活用などが必要となりますので、各種制度の情報提供を行い ます。手続においては、一時保護所は不慣れな被害者の書類作成や、申請 の際の同行支援などを行いますが、関係機関の側でも一時保護所に出向 き、申請の受付を実施します。	女性相談支援センター 福祉保健所
●被害者の日常生活に対する支援の検討 子どもを抱える被害者が心身に傷を負うことで、食事の用意や育児などの日常生活に支障を来している場合に、一時的な家事などの援助を行うため、母子家庭等日常生活支援事業の実施等について検討を進めます。	児童家庭課
●支援制度窓口のワンストップ化 各種制度の申請窓口は、市町村が担っている場合が多くなっています。 それぞれの窓口で被害の状況等を説明するのは、被害者にとって精神的 な負担となりますので、制度の活用がスムーズにいくよう窓口のワンス トップ化を働きかけていきます。	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター

民間の柔軟性を生かしたきめ細やかな支援により、被害者の経済的な支援を行います。

取組項目) ④ 民間支援団体等との連携による経済的支援	担当課等
●一時金や支援物資の提供などで、被害者をサポートしてくれる企業や民間支援団体の拡充	県民生活・男女共同参画課
一時保護所を退所し、自立した生活を始める被害者は、経済的に非常に厳しい状況にあることから、企業や支援団体、個人からの一時金や生活支援物資は大変心強いものです。企業への働きかけや広報などにより、DV被害者の現状を理解してもらい、支援を行ってくれる支援団体等の拡充を図ります。	女性相談支援センター

さまざまな支援制度を有機的に活用するためには、庁内関係課の連携が欠かせないことから、関係課による協議を行います。

取組項目) ⑤ 庁内関係課による支援策の協議	担当課等
●関係課による県基本計画の進捗状況の把握や課題等の検討	県民生活·男女共同参画課
関係課が一堂に会し、県基本計画の進捗状況を確認するとともに、事業	県立病院課
を進めるうえでの課題等を共有し、関係課間の調整を行うなど実効ある支	教育委員会
援を行うようにします。	警察本部

重点目標(2)安全安心な暮らしへのフォローアップの充実

【現状と課題】

- 保護命令は、地方裁判所に申し立てを行い、加害者が被害者や子ども、親族等に近寄ることを禁止するものです。また、住居を同じくする場合は、ともに住む住居からの退去を命ずることができます。
- 本県における保護命令の申し立ては、年間30件前後で推移しています。配偶者暴力相談支援センターでは、被害者の安全の確保のために、保護命令の制度の利用について情報提供を行うとともに、助言や援助を行っています。
- 一時保護所退所後の被害者は、いつ加害者から再び暴力を受けるかと緊張して不安な 日々を過ごしています。そのため、地域の関係機関が連携して、地域や学校で被害者と子 どもを見守り、心身の回復を図る必要があります。

また、その際には決して被害者の居所が加害者に知られることがないように、市町村をはじめ関係機関は細心の注意が必要です。

【今後の取組】

保護命令発令後や一時保護所退所後に、安心して日々暮らしていくことができるよう、地域での見守りにより安全を図ります。

取組項目) ① 関係機関の連携による被害者の情報共有と見守り	担当課等
●保護命令発令後の安全の確保	女性相談支援センター
保護命令が発せられると、警察は被害者及び加害者に接触して指導を行うとともに、巡回等により被害者の安全の確保を図ります。	教育委員会
また、学校等において適切な対応が行われるよう、研修等を通じて制度を周知します。	警察本部
●緊急避難体制の確保	女性相談支援センター
自立生活を開始しても、特に自立後の早い時期は、再び加害者からの暴力を受ける危険性があります。被害者の身に危険が及ぶことが懸念される場合は、警察等と連携して安全な場所への避難を行います。	警察本部
 ●地域のネットワークの構築による情報共有 被害者は、長期にわたりDV被害を受けたことで心身共に衰弱しており、 真の自立生活を営むためには、相当の時間を要します。また、被害者は全 く知らない土地へ避難し、新たに生活を始める場合もあります。 配偶者暴力相談支援センターでは、自立支援員を配置して自立の後押しをしていきますが、日々の暮らしの中でさまざまな支援を受けることができるように、市町村等地域の関係機関との情報共有を図ります。 	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 地域福祉政策課 高齢者福祉課 児童家庭課 福祉保健所 児童相談所 教育委員会 警察本部

●住民基本台帳の閲覧等の禁止の趣旨及び留意点の周知

被害者が住民基本台帳の閲覧等の制限の支援措置を市町村に申し出た場合に、市町村が適切な支援措置を行い、また、支援の必要性の確認の際に、被害者の負担軽減に努めるとともに、住民基本台帳担当課だけでなく、税や福祉、選挙管理委員会など住民基本台帳情報を扱う所属とも連携して、情報の管理を行うよう市町村に対して周知徹底を図ります。

市町村振興課

被害者と子どもを時間をかけて見守ることで、傷ついた心身を癒し、前向きな心を育てます。

取組項目) ② 被害者及び子どもの心身の回復の支援	担当課等
●関係機関の連携による子どもの心身の成長の見守り DVは、児童虐待につながる場合もあり、子ども自身が受ける心身の傷は、成長期の子どもにとって大きなダメージとなります。また、母親が被害を受けていることで、育成に十分な愛情が与えられていない場合も懸念されます。 そのため、保育所や学校での日々の見守りや、児童相談所や福祉保健所の支援により、子どもの心身の健康を取り戻し、暴力を次の世代につなげないようにします。	福祉保健所 児童相談所 教育委員会
●養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケア 学齢期の子どもにとって、学校生活は大きなウエイトを占めます。精神的 に不安定なため、学校において問題行動が現れる場合なども考えられます ので、学級担任はもちろんのこと、養護教諭・スクールカウンセラー等による 心のケアを行います。	教育委員会
●スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等による家庭等でのケア 子どもの成長にとって、基盤となるのは言うまでもなく家庭です。しかし、 心身の不調により、十分な育児を行うことができない被害者も少なくない ため、スクールソーシャルワーカーや市町村など地域の関係者による家庭 への支援を行います。	女性相談支援センター 福祉保健所 教育委員会
●民間支援団体による同行支援や居場所づくりなど特色ある取組の推進 被害者によっては、社会と隔絶した生活が長かったことや、見知らぬ土 地への避難により、一人での外出が不安であったり、孤独感にとらわれる場 合があります。 そのため、民間支援団体による外出の同行や、地域で気軽に立ち寄るこ とができる居場所づくりなどを進めます。	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター
●配偶者暴力相談支援センター等による退所者へのフォローアップの充実 自立支援員が、退所者に対して家庭訪問や電話での状況聞き取りを行う とともに、母子生活支援施設等との連携により退所者が集う機会を設ける など、被害者とのつながりを継続し自立を見守ります。 また、心の傷が深い被害者に対しては、退所後も専門機関によるカウン セリングを継続的に行います。	女性相談支援センター

基本の柱

5

地域における取組の推進

重点目標 (1)地域での見守り体制づくり

【現状と課題】

- 県では、県民の皆様が健やかに心豊かに、支え合いながら生き生きと暮らしていけるよう、「日本一の健康長寿県構想」を取りまとめ、健康づくりや医療環境の整備とともに「ともに支え合いながら生き生きと暮らす「高知型福祉」の実現」を目指した取組を進めています。そのうえで、人口の減少や高齢化の進展に伴って弱まりつつある地域の支え合いの再構築に向けて、地域福祉活動を推進するための県の基本指針となる「高知県地域福祉支援計画」を平成23年3月に策定しました。
- 地域におけるつながりや支え合いの力が弱まりつつある中、住み慣れた地域で、誰もが安全で安心して暮らせる地域づくりを進めるためには、支援を必要とする高齢者や障害者、児童などと同様にDV被害者についても早期に発見し、早期に対応するとともに、的確な支援を地域全体で行っていくよう取り組む必要があります。
- 被害者は、一時保護所を退所後に配偶者から離れて自立した生活を選ぶ場合も、配偶者のいる家庭に帰っていく場合も生活の場は地域です。また、相談窓口に助けを求めることもできず、孤独に家の中で耐えている被害者も、みな地域の中で暮らしています。
- 地域で暮らす被害者を発見し支援していくためには、地域でDVに対する理解を深めるとともに、市町村をはじめ地域の関係機関や関係者が連携し、すき間のないネットワークを築く必要があります。

【今後の取組】

地域でのDVに対する理解を深め、取組の核となる市町村の基本計画策定の支援を行うなど、 地域においてDV被害者を見守る体制を強化します。

取組項目) (1) 市町村の取組強化	担当課等
市町村基本計画の策定と取組の推進 【再掲】市町村において、地域の実情に合わせた基本計画の策定が進むよう、県はNPOの派遣をはじめ、助言や情報提供などにより支援します。	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター

●広報紙等を活用した意識啓発及び窓口等の周知

市町村の広報紙等での、DV防止に関する啓発記事の掲載を働きかけ、 住民のDVに対する理解を深めるとともに、市町村における相談窓口等の 周知を図ります。 県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター

市町村役場の関係部署間の連携強化の促進

市町村は、住民に一番身近な行政主体であるため、福祉や保健など各種制度の実施を通じて被害者を把握しやすい状況にあります。

そのため、市町村へ働きかけ、早期発見のためにそれぞれの部署で得た被害者情報をDV所管課へつなげるとともに、支援において窓口が複数になる場合には、部署間の連携によりワンストップで対応できる体制づくりを進めます。

県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター

●被害者支援マニュアルの作成等によるノウハウの共有

被害者が、必要な時に必要な場所で適切な支援を受けるには、支援に携わる誰もがわかりやすい対応マニュアルが必要となります。

そのため、県は手引きの作成配付などにより、市町村独自のマニュアル の作成や、それらに基づく研修の実施を支援します。 女性相談支援センター

●相談窓□等職員に対する研修の実施

窓口での二次的被害を防止し、被害者の心に寄り添った適切な対応がなされるよう、相談窓口等の職員に対する研修の実施を支援します。

県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 人権啓発センター ソーレ

●配偶者暴力相談支援センターによる情報提供や職員研修

配偶者暴力相談支援センターは、市町村での被害者支援において有効な支援制度等の情報提供や、困難事例に関するアドバイスを行うとともに、支援関係職員の専門性の向上を図るための研修に講師を派遣するなどの支援を行います。

女性相談支援センター

地域単位での被害者支援のネットワークづくりを進めます。

取組項目) ② 関係機関・団体のネットワークづくり

担当課等

●ブロック別関係機関連絡会議を通じた連携強化

地域単位でのセーフティネットを充実させるため、市町村や福祉保健所、社会福祉協議会など地域の関係機関で構成するブロック別関係機関連絡会議を開催し、DVに対する理解を深め、被害者の支援に関する共通認識を持つとともに、地域におけるすき間のないネットワークの構築を目指します。

なお、その際には、地域福祉計画で進められている民生委員・児童委員 やボランティア等の地域資源を活用した地域ごとの「小地域の早期発見・ 見守り支援ネットワーク」と連携していきます。 県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 地域福祉政策課 福祉保健所

重点目標 (2) 早期発見、通報及び相談体制づくり

【現状と課題】

- 「高知県地域福祉支援計画」では、地域で支援が必要な人などを早期に発見し、支援する体制づくり「地域包括支援ネットワークシステム」の整備を進めることを掲げています。市町村は、この県計画を踏まえ、それぞれの市町村における地域福祉アクションプランを策定することとなっていますので、そのプランでは高齢者や障害者、児童だけでなく、DV被害者も支援の対象として位置づけることが重要です。
- 県民意識調査では、被害者がまだまだ地域で潜在化していることがうかがえます。 (資料編8ページ参照)
- 地域では、市町村、警察、学校、司法関係機関、医療機関、地域包括支援センターなど 多くの機関や団体が住民生活を支えています。また、地域の集まりや近所づきあいなど、 住民同士のつながりや支え合いの仕組みも欠かせません。

そうした、DV被害者との接点を持つさまざまな機関・団体、者が連携して、早期発見や 支援に取り組むことが重要ですが、現状ではその気運や体制が十分ではありません。

- 平成20年度及び21年度に実施した県民世論調査の結果では、多くの県民の方が地域の課題には行政と住民が協力して取り組むべきで、住民同士のつながりや支え合いを強化するために役に立ちたいと考えています。
- 被害者は、子どもの通学や親の介護などにより地域を離れることができず、地域での問題解決を望む場合があります。そうした場合は、配偶者暴力相談支援センターや警察と連携を図りながら、地域のマンパワーを生かして支援を行うことが必要です。

【今後の取組】

地域ぐるみで、被害者の情報を敏感に捉え、通報や相談など被害者の立場にたった対応を進めます。

取組項目)(1)地域の関係機関・団体、者による発見、通報、相談

担当課等

●地域における関係機関・団体、者との連携強化

地域の保育所、学校、民生委員・児童委員、要保護児童対策地域協議会、 地域包括支援センター等との連携を強化し、DV被害者の早期発見に努 めるとともに、その後の通報や相談につなげていきます。

連携を図るうえでは、地域福祉計画で検討されている「小地域の早期発見・見守り支援ネットワーク」や「小地域ケア会議」には関係機関が参加しますので、そうした機会を積極的に活用します。

こうしたことを、県はブロック別関係機関連絡会議等を通じて働きかけるとともに、必要に応じた情報提供などの支援を行います。

県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 地域福祉政策課 高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課 児童相談所 教育委員会 被害者が、配偶者から離れて自立する場合も配偶者とやり直す場合も、経済面の立て直しなど生活再建が必要な場合が多いことから、福祉関係など各種支援制度の情報を提供し、手続等を円滑に進めます。

取組項目) ② 各種支援制度の活用による生活再建

担当課等

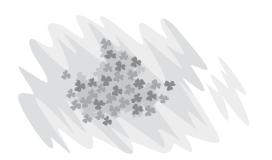
●生活保護、保育支援、就労支援制度等の情報提供及び利用への支援

被害者に必要な支援制度については、市町村の福祉、住宅、教育等の窓口や県の福祉保健所において情報提供が行われています。特に、市町村では手続の窓口となることが多いことから、積極的な情報提供と手続における支援を行います。

また、県は市町村権限で支援できる公営住宅等について、優先入居などの支援の拡充を働きかけていきます。

県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 福祉保健所





重点目標 (3) 自立支援の取組

【現状と課題】

- 被害者が自立するには、地域で安心して暮らすことのできる環境が大切です。心の傷を癒すには多くの時間がかかるので、急がせずに継続的な支援と見守りが必要です。
- 被害者は、長年の暴力により家庭に閉じこもって社会と距離をおいたり、避難生活の ため孤立しがちです。自立の第一歩として、少し外に目を向けて、気安く出かけて悩みを 聞いてもらえる居場所が必要です。
- 被害者と暮らす子どもも、心に深い傷を負っていることがあり、成長の過程で問題が 生じる可能性があるので、地域や学校などで子どもが健やかに成長できるよう見守り、 支援する必要があります。

【今後の取組】

地域の支援ネットワークで情報を共有し、被害者の自立に向けた生活再建や心身の回復を継続的に見守っていきます。

取組項目) ① 自立への継続的な支援	担当課等
●地域のネットワークの構築による情報共有【再掲】 配偶者暴力相談支援センターでは、自立支援員を配置して自立を後押し しますが、県内全域をカバーすることは困難なことから、市町村において も日々の暮らしの中でさまざまな支援を受けることができるように、地域 の関係者の情報共有などにより、ネットワークづくりを進めます。	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 地域福祉政策課 高齢者福祉課 児童家庭課 / 福祉保健所 児童相談所 / 教育委員会 警察本部

被害者が安心して過ごすことのできる居場所をつくります。

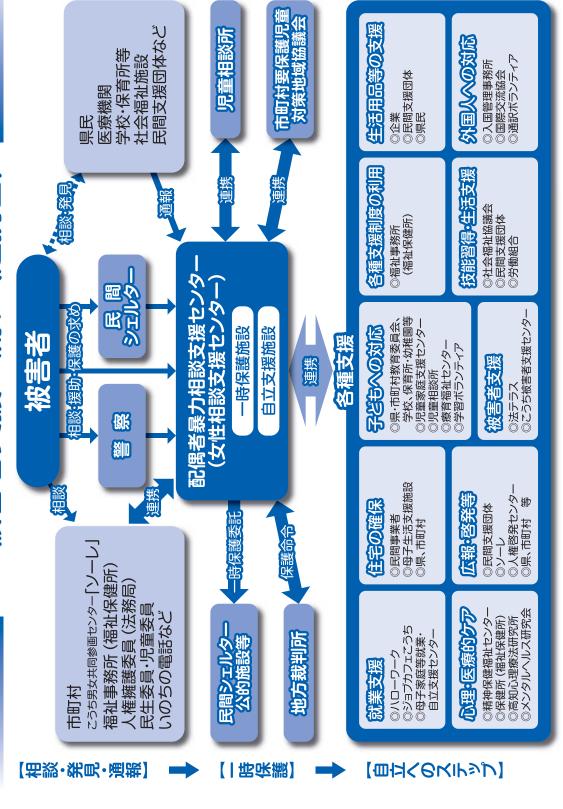
取組項目) ② 地域での居場所づくり	担当課等
●あったかふれあいセンター等との連携 被害者が、地域で孤立しないように、人とつながりを持ちつつ、その人たちにも助けてもらいながら、少しずつ地域社会へ踏み出していくことができるよう、地域福祉の拠点であるあったかふれあいセンターや地域包括支援センター等と連携した取組を進めます。	女性相談支援センター 地域福祉政策課 高齢者福祉課 人権課
●民間支援団体との連携 住民同士のつながりや支え合いを強化するために役に立ちたいと考えている県民の力を借り、ボランティア団体等と連携して、被害者や子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくりを進めます。	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター

心身が傷ついた子どもの人格と権利を尊重するとともに、暴力の連鎖を断つために、地域や学校、家庭における子どものケアを図ります。

取組項目) ③ 子どもの健やかな成長の見守り	担当課等
●児童相談所や福祉保健所等による育児支援 児童相談所、福祉保健所や児童家庭支援センターなどの支援により、子 どもの心身の健康を取り戻します。	女性相談支援センター 福祉保健所 児童相談所
●要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携 子どもを守るための地域ネットワークである要保護児童対策地域協議 会や、住民の最も身近なところで見守りや相談を行っている民生委員・児 童委員と連携し、傷ついた子どもの健やかな成長を見守ります。	地域福祉政策課 児童家庭課 教育委員会
●養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケア【再掲】 学齢期の子どもにとって、学校生活は大きなウエイトを占めます。精神的 に不安定なため、学校において問題行動が現れる場合なども考えられます ので、学級担任はもちろんのこと、養護教諭・スクールカウンセラー等によ る心のケアを行います。	教育委員会
●スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等による家庭等でのケア 【再掲】 子どもの成長にとって、基盤となるのは言うまでもなく家庭です。しかし、 心身の不調により、十分な育児を行うことができない被害者も少なくない ため、スクールソーシャルワーカーや市町村など地域の関係者による家庭 への支援を進めます。	女性相談支援センター 福祉保健所 教育委員会



DV被害者支援の流れ (連携図)



資 料 編





資料編目次

1	計画策定の経過	1
2	高知県DV被害者支援計画策定委員会設置要綱 ····································	2
3	平成21年度男女共同参画社会に関する県民意識調査報告書 (抜粋) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
5	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(概要)	18
6	高知県男女共同参画社会づくり条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
7	DVについての主な相談機関 ••••••••••••••••••••••••••••••••••••	26

● 計画策定の経過

(1) 第2次「高知県DV被害者支援計画」策定委員会開催状況

	開催日	協議内容等
第1回	平成23年7月28日(木)	1 委員長及び副委員長の選出 2 協議 (1)「高知県DV被害者支援計画」について (2)配偶者暴力相談支援センターにおける取組状況について (3)これまでの取組と次期計画の体系表素案について
第2回	平成23年9月14日(水)	協議 (1)第2次「高知県DV被害者支援計画」について
第3回	平成23年11月21日(月)	協議 (1)第2次 「高知県DV被害者支援計画」 の素案について
第4回	平成24年2月13日(月)	協議 (1)第2次 「高知県DV被害者支援計画」 について

※ 高知県DV被害者支援計画策定委員名簿

各区分ごと50音順

区分	所属名	職名	氏名
被害者支援	高知あいあいネット	代 表	青木 美紀
団体	母子生活支援施設ちぐさ	施設長	石元 慎次
	財団法人 21 世紀職業財団 (こうち男女共同参画会議委員)	セクハラ・パワハラ防止客員講師	◎筒井早智子
学 識 経験者等	高知県立大学社会福祉学部 社会福祉学科	教 授	長澤紀美子
	法テラス高知法律事務所	弁護士	中島 香織
	高知大学医学部	臨床教授 (医学博士)	脇口 明子
√= Th ±4% 88	高知市福祉事務所	所長	○藤原 好幸
行 政 機 関	安芸市まちづくり課	課長	松田 秀樹
県民代表	(こうち男女共同参画会議委員)		大髙 達人

◎委員長 ○副委員長

(2) こうち男女共同参画会議開催状況

	開催日	協 議 内 容 等
第1回	平成23年9月7日(水)	協議 (1)第2次 「高知県DV被害者支援計画」 について
第2回	平成24年1月23日 (月)	協議 (1)第2次 「高知県DV被害者支援計画」(案)について

(3) 県民パブリックコメント

期間: 平成23年12月21日~平成24年1月26日

❷ 高知県DV被害者支援計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 高知県における配偶者からの暴力及び被害者の保護のための施策の実施に関する高知県 DV被害者支援計画(以下「計画」という。)の策定にあたり、関係者の幅広い参画を得て、その内容を検討するため、高知県DV被害者支援計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1)計画の内容に関する事項
- (2)その他計画に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、知事が委嘱する委員10名程度で組織する。

2 委員の任期は、委嘱の日から、委嘱の日の属する年度の末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長、副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は委員会を代表し、委員会の会議を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の時は委員長の職務を行う。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が召集し、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ成立しない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会の会議に、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化生活部県民生活・男女共同参画課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めることのほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附則

この要綱は、平成23年5月31日から施行する。

平成21年度男女共同参画社会に関する県民意識調査報告書(抜粋)

【調査の概要】

B	的	平成22年度に「こうち男女共同参画プラン」が改定時期を迎えるにあたり、県民の皆様から日常生活における性別役割分担やDVの状況、また、男女が働きやすい環境づくりに向けた意見などを聞くため、男女共同参画社会に関する県民意識調査を実施した。
対	象	高知県内全域から満20歳以上の男女2,000人を抽出 抽出方法:層化二段無作為抽出法 (総人口比から各市町村のサンプル数を割り当て、各市町村の選挙人名簿から抽出)
方	法	郵送法
期	間	平成21 年11 月25 日 (水) ~12 月19 日 (水) までの15 日間
有効回	回収率	57.1% 配付数2,000 / 有効回収数1,142

【対象者の特性】

回答者数:1,142 人

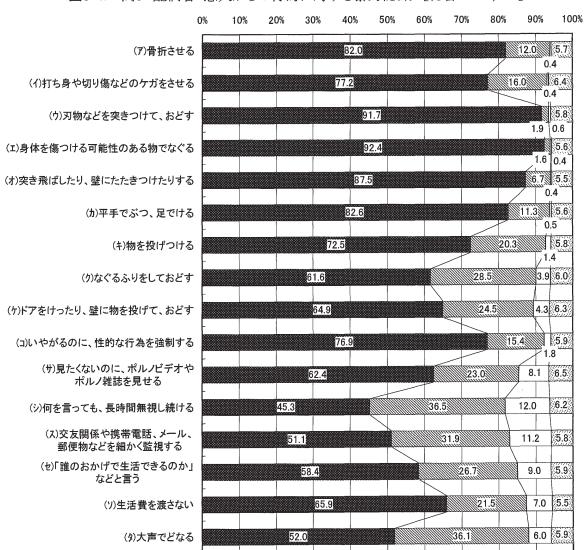
性別	男性 503人(44.0%) 女性 630人(55.2%) 無回答 9人(0.8%)
年 代 別	20歳代 105人(9.2%) 30歳代 141人(12.3%) 40歳代 191人(16.7%) 50歳代 273人(23.9%) 60歳代 255人(22.3%) 70歳代 166人(14.5%) 無回答 11人(1.0%)
配偶者の 無	い る 816人 (71.5%) いない 325人 (28.5%) 無回答 1人 (0.1%)
夫婦共働き の 有 無	は い 427人 (52.3%) いいえ 379人 (46.4%) 無回答 10人 (1.2%)

[※] グラフに併記した 「N」は有効調査人数の実数を示し、比率 (%) 算出の基礎となっています。 ※ グラフ内の数値は、回答人数または各回答項目に対する回答率です。なお、回答率は小数第2位を四捨五入しています。

ドメスティック・バイオレンス(DV=夫婦・恋人間の暴力)について

問8 あなたは、配偶者や恋人があなたに対して、次のようなことをした場合、それを暴力だと思いますか。(ア)から(タ)までの項目ごとに、あなたの気持ちに最も近い番号(1~3)に1つだけ○印をつけてください。

◆身体に直接的被害を及ぼす行為は「どんな場合も暴力に当たる」と答え、直接的に は及ぼさない行為は「時と場合による」と答える割合が高い。全般的に女性の方が 「どんな場合も暴力に当たる」と答えた比率が高い。



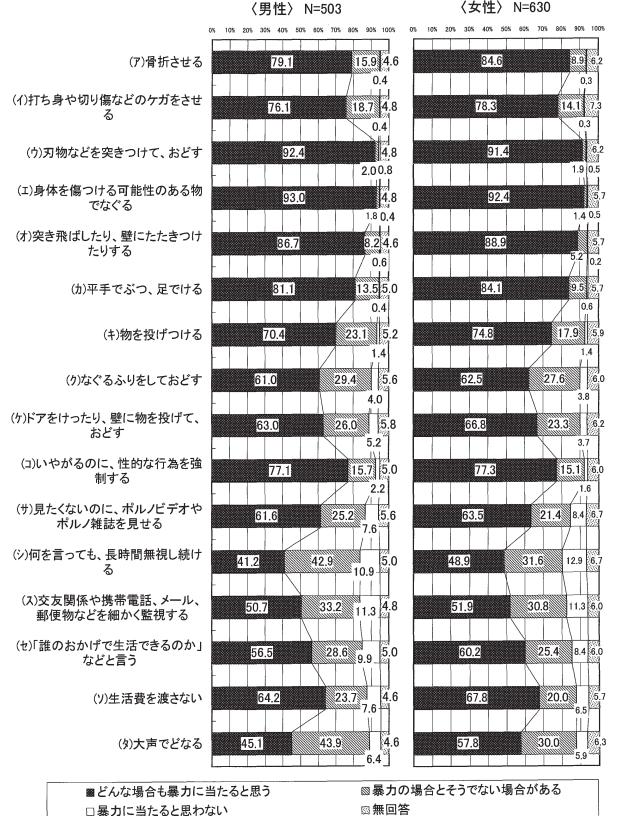
〈図8-1〉 間8 配偶者・恋人からの行為に対する暴力認識 「総合 N=1,142]

■どんな場合も暴力に当たると思う ◎暴力の場合とそうでない場合がある □暴力に当たると思わない ◎無回答

配偶者や恋人から受けた行為について暴力と思うかどうかの認識について聞くと、総合で「どんな場合も暴力に当たると思う」と答えた人は、①「身体を傷つける可能性のある物でなぐる」92.4%、②「刃物などを突きつけて、おどす」91.7%、③「突き飛ばしたり、壁にたたきつけたりする」87.5%、④「平手でぶつ、足でける」82.6%、⑤「骨折させる」82.0%の順に高く、直接身体的な被害を及ぼす行為は総じて暴力と認識されている。

一方で①「何を言っても、長時間無視し続ける」45.3%、②「交友関係や携帯電話、メール、郵便物などを細かく監視する」51.1%、③「大声でどなる」52.0%、④「『誰のおかげで生活できるのか』などと言う」58.4%、⑤「なぐるふりをしておどす」61.6%などの直接身体的に被害を与えない行為は「どんな場合も暴力に当たると思う」と答えた比率は低く、「暴力の場合とそうでない場合がある」と答えた人が多い。

また、「何を言っても、長時間無視し続ける」12.0%、「交友関係や携帯電話、メール、郵便物などを細かく監視する」11.2%などは「暴力に当たると思わない」との認識が高いのも特徴である。

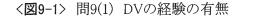


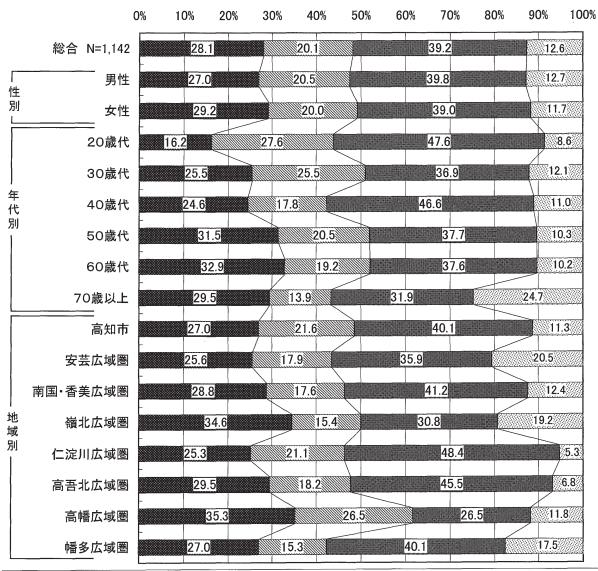
配偶者・恋人からの行為に対する暴力認識を男女で比較すると、全般的に女性の方が暴力として認識している比率が高い。

男性の方が比率が上回るのは、「刃物などを突きつけて、おどす」が92.4%/91.4%で1.0ポイント、「身体を傷つける可能性のある物でなぐる」が93.0%/92.4%で0.6ポイントと、2件の項目でわずかに上回るにとどまる。男性は、すべての項目において「暴力の場合とそうでない場合がある」の比率が高く、同じ行為でもその程度や状況において、暴力かそうでないかは一概に決められないと考えていることが推察される。

問9(1) あなたは、問8にあげたようなことを経験したり、見聞きしたことがありますか。 (1つだけ○印)

◆総合、性別に関わらず「経験したこともないし、見聞きしたこともない」が一番高い。「直接、経験したことがある」も3割近くを占めている。





■ 直接、経験したことがある

図身近に見聞きしたことがある

■ 経験したこともないし、見聞きしたこともない

∞無回答

DV行為の経験の有無を聞くと、総合、性別、年代別に関わらず「経験したこともないし、見聞きしたこともない」が高い。総合では『直接経験または見聞きした』(「直接、経験したことがある」+「身近に見聞きしたことがある」)の比率が48.2%となっている。

性別では『直接経験または見聞きした』が男性47.5%に対し女性49.2%と1.7ポイント上回っている。年代別では、20歳代は「直接経験した」は16.2%と低いが「身近に見聞きした」が27.6%と高い比率を示している。しかし一方で、「経験したこともないし、見聞きしたこともない」も47.6%と高い。「経験したこともないし、見聞きしたこともない」は40歳代46.6%でも高い比率となっている。60歳代32.9%、50歳代31.5%で、「直接経験した」が高いのが特徴である。

地域別では、「直接経験した」のは高幡広域圏35.3%、嶺北広域圏34.6%などで高く、特に高幡広域圏は、『直接経験または見聞きした』人が61.8%を占めているのが注目される。

問9(2) あなたは、あなたの配偶者や恋人に(から)、次のようなことをしたこと、またはされたことはありますか。(ア)から(チ)までの項目ごとに、あてはまる番号(1~4)に○印をつけてください。 あてはまらない場合は○印は不要です。(○印はいくつでも)

◆「大声でどなる」行為が、『加害経験』『被害経験』ともに、他の行為と比較して も比率が高く、DVとしての認識が低いままに行為を行っていることが推察される。

〈**図9-2**〉 問9(2) したこと、されたことのあるDV行為[総合 N=321]

※濃い色の項目は、「どちらもない」の割合が低い(「したこと・されたことがある」割合が高い)もの

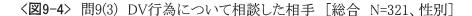
※儀い色の項目は、「とららもない」の割合か低い(「したこ	した		された		
	何度も した	1,2度 した	何度も された	1,2度 された	どちらも ない
(ア)骨折させる	0.6	0.9	0.9	2.2	95.3
(イ)打ち身や切り傷などのケガをさせる	0.9	4.7	5.3	8.7	81.3
(ウ)刃物などを突きつけて、おどす	0.6	0.9	2.5	3.1	92.8
(エ)身体を傷つける可能性のある物で、なぐる	0.9	1.6	2.8	4.0	91.0
(オ)突き飛ばしたり、壁にたたきつけたりする	2.2	4.7	6.2	7.2	80.7
(カ)平手でぶつ、足でける	4.0	10.9	10.9	16.5	61.4
(キ)物を投げつける	3.4	11.2	8.4	13.4	65.4
(ケ)なぐるふりをしておどす	4.4	7.2	8.4	9.7	71.3
(ケ)ドアをけったり、壁に物を投げて、おどす	3.4	11.8	10.6	13.1	62.3
(コ)いやがるのに、性的な行為を強制する	2.5	0.9	8.1	5.9	82.6
(サ)見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	0.9	1.2	2.2	3.1	92.5
(シ)何を言っても、長時間無視し続ける	9.0	10.9	12.1	7.2	63.9
(ス)交友関係や携帯電話、メール、郵便物などを細かく 監視する	2.5	2.2	5.3	1.9	88.8
(セ)「誰のおかげで生活できるのか」などと言う	2.2	6.2	9.7	5.9	76.0
(ソ)生活費を渡さない	1.9	1.9	6.9	2.2	87.2
(タ)大声でどなる	18.7	18.4	26.2	10.6	32.4
(チ)その他	0.3	0.3	2.2	0.3	96.9

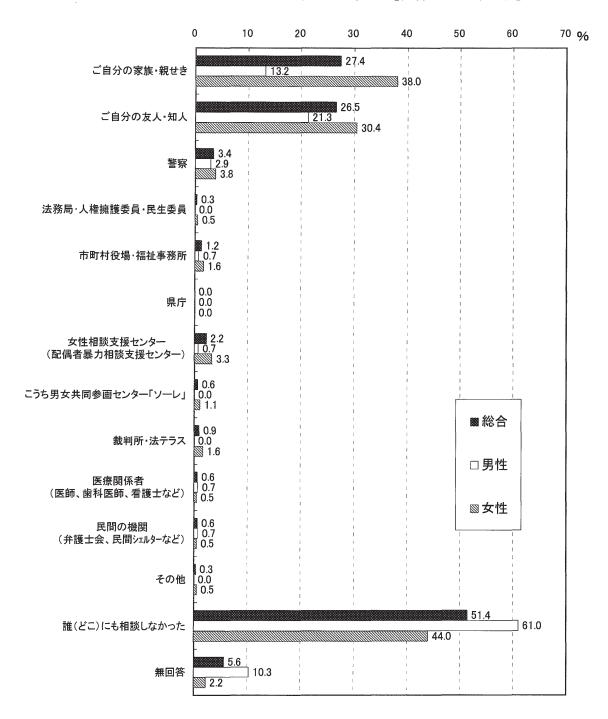
DV行為を実際にしたこと、されたことがあるかについて聞くと、『加害経験』(「何度もした」+「1,2度した」)は①「大声でどなる」37.1%、②「何を言っても、長時間無視し続ける」19.9%、③「ドアをけったり、壁に物を投げて、おどす」15.2%、④「平手でぶつ、足でける」14.9%、⑤「物を投げつける」14.6%の順となっている。

また、『被害経験』(「何度もされた」+「1,2度された」)は、①「大声でどなる」36.8%、②「平手でぶつ、足でける」27.4%、③「ドアをけったり、壁に物を投げて、おどす」23.7%、④「物を投げつける」21.8%、⑤「何を言っても、長時間無視し続ける」19.3%の順となっており、「大声でどなる」は『加害経験』も『被害経験』も多いが、「平手でぶつ、足でける」は『被害経験』が『加害経験』を12.5ポイントと大きく上回っているのが注目される。

問9(3) あなたは、問9(2)でしたこと、されたことについて誰(どこ)かに打ち明けたり、相談したりしましたか。あてはまるものに○印をつけてください。(○印はいくつでも)

◆「誰(どこ)にも相談しない」人が半数ほどを占める。相談先としては「家族・親せき」「友人・知人」が多く、公的機関などの外部に相談する人は少ない。男性は「友人・知人」に、女性は「家族・親せき」に相談する人が多い。DV行為について外部に相談しづらい実態が見える。





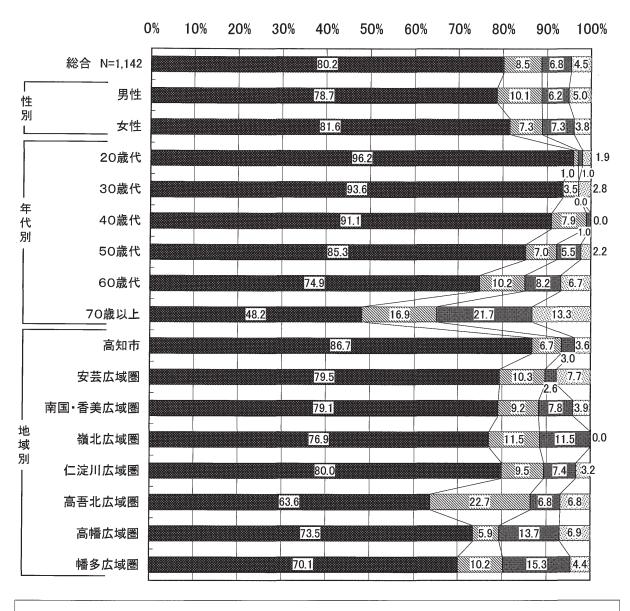
DV行為について相談した相手について聞くと、総合で「誰(どこ)にも相談しなかった」が51.4%と最も高く、「家族・親せき」27.4%、「友人・知人」26.5%と続く。それ以外の項目については「警察」3.4%、「女性相談支援センター」2.2%など回答数が大きく下がり、公的機関や外部への相談は思い留まる現状が見て取れる。

また、性別で見ると、「誰(どこ)にも相談しなかった」が男性61.0%、女性44.0%と男性が17.0ポイント上回り、男性は「友人·知人」21.3%、「家族·親せき」13.2%と友人・知人が多く、女性は「家族・親せき」38.0%、「友人·知人」30.4%と家族・親せきの方が多くなっており、それ以外の公的機関などへの相談は、女性で「警察」3.8%、「女性相談支援センター」3.3%となっている。

DV(ドメスティック・バイオレンス)

◆低い年代ほど周知度は高く、20歳代はほとんど全ての人が内容も含めて知っている。県西部でやや周知度が低い。





■ 内容を知っている

◎聞いたことがあるが内容は知らない

■ 知らない

网無回答

今回の調査で新しく追加された項目である「DV(ドメスティックバイオレンス)」の周知度について、性別では『名前を知っている』(「内容を知っている」+「聞いたことがあるが内容は知らない」)割合はほとんど変わらないが、「内容を知っている」は男性78.7%に女性81.6%とわずかながら女性が多い。

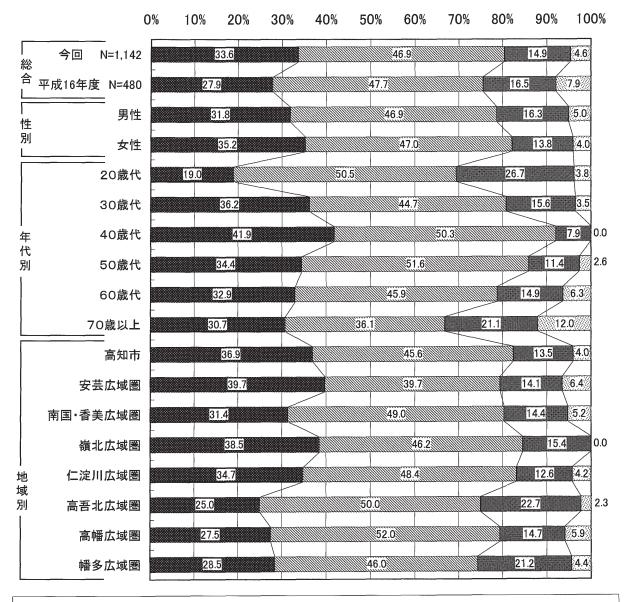
年代別では、20歳代は『名前を知っている』が97.2%と全員に近い人が知っており、「内容を知っている」でも96.2%とほとんどの人が知っている。年齢が低いほど周知度は高く、70歳以上では『名前を知っている』は65.1%(うち「内容を知っている」48.2%、以下同様)と大きく下がる。

地域別では、すべての地域において80%~90%程度の周知度を示しており、その中で特に高いのは高知市93.4%(うち86.7%)で、低いのは高幡広域圏79.4%(うち73.5%)、幡多広域圏80.3%(うち70.1%)と、県西部での周知度がやや低いのが特徴である。「内容を知っている」は高吾北広域圏63.6%が最も低い比率となっている。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(いわゆるDV防止法)

◆前回の調査と比較すると微増。女性の周知度がやや高い。20歳代の「内容を知っている」比率が他の年代と比べて大幅に低くなっており、この年代への周知・啓発が課題である。

〈図11-12〉 問11(□)DV防止法



■ 内容を知っている

∞聞いたことがあるが内容は知らない

■知らない

∞無回答

「DV防止法」の周知度について前回の調査と比較すると、前回『名前を知っている』 (「内容を知っている」+「聞いたことがあるが内容は知らない」)人の比率が75.6%(うち「内容を知っている」27.9%、以下同様)に対して今回は80.5%(うち33.6%)と、約5ポイントの微増。

性別で見ると、男性78.7% (うち31.8%)、女性82.2% (35.2%) と、女性の方が若干周知度が高い。

年代別では40歳代92.2% (うち41.9%)、50歳代86.0% (うち34.4%) における周知度が高く、20歳代69.5% (うち19.0%)、70歳以上66.8% (うち30.7%) などが低くなっている。特に20歳代の「内容を知っている」人の比率が他の層を大幅に下回っていることが注目される。

地域別では、嶺北広域圏84.7%(うち38.5%)、仁淀川広域圏83.1%(うち34.7%)、高知市82.5%(うち36.9%)などでの周知度が高く、高吾北広域圏75.0%(うち25.0%)や幡多広域圏74.5%(うち28.5%)などの地域でやや低い。

◆ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正: 平成十九年七月十一日法律第百十三号

目 次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条一第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二条)

第五章 雑則(第二十三条一第二十八条)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が 行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する ための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組に も沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。 (国及び地方公共団体の責務)
- 第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切 な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

- 第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 (都道府県基本計画等)
- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため の施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談 支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を 受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法 (明治四十年法律第四十五号) の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定によ

- り通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。 (配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)
- 第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、 第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必 要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

- 第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(警察本部長等の援助)
- 第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法 (昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講するよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

- 第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。 (苦情の適切かつ迅速な処理)
- 第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、 適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

- 第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命するものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。
- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住 居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいず

れの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者 (被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。 (管轄裁判所)
- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地 (保護命令の申立て)
- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
 - 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- 二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。
- 第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監 又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。 (保護命令の取消し)
- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り 消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す

場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する 暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配 偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。 (事件の記録の閲覧等)
- 第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、 謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、 保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令 の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行う ことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二 条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法 の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法 (平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための 指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材 の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に 対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

- 第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。
- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。 (国の負担及び補助)
- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

- 第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則(平成十六年六月二日法律第六十四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則(平成十九年七月十一日法律第百十三号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的 な方針(概要)

平成20年1月11日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号

第1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成 13 年4月、法が制定され、平成 16 年5月には、法改正が行われ、平成 16 年 12 月に施行されるとともに、基本方針が策定された。平成 19 年7月に法改正が行われ、平成 20 年1月 11 日に施行された。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

(1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。

(2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 涌報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察

相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公

安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、 医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

ー時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。外国人登録原票については、原則として非公開であり、その取扱いには十分な注意が求められることについて、徹底することが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相

談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

被害者が被害を受けている旨の証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が社会保険事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講することが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、 実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道 府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討す ることが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害(二次的被害)が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が重要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平 等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

(1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

別添 保護命令の手続 省略

● 高知県男女共同参画社会づくり条例

(平成15年12月26日条例第60号)

月 次

第1章 総則(第1条-第6条)

第2章 基本的な取組(第7条-第17条)

第3章 性別による人権侵害の禁止等(第18条-第20条)

第4章 苦情等の申出の処理(第21条)

第5章 こうち男女共同参画会議(第22条-第27条)

第6章 雑則(第28条)

附則

男女平等をうたった日本国憲法が制定されて、半世紀あまりが過ぎました。この間、女子に対するあらゆる形態の差別の 撤廃に関する条約の理念に基づく国のさまざまな取組を踏まえ、高知県においても男女平等を実現するための取組を進め てきました。

しかし、県民意識調査の結果などから、まだまだ性別で役割を固定的にとらえる意識が根強く、そのことによる男女間の不平等が暮らしのさまざまな場面に存在することが認められます。

高知県は、結婚した後も子育てをしながら働き続ける女性の割合が全国の中でも高いという特徴がありますが、家事、子育て、家族の介護などへの男性の参加が十分でなく、女性が負担を感じているという実態があります。農林水産業、商工業などの自営業の分野において、女性は重要な担い手となっているものの、意思決定の場に参画する機会はまだまだ多くありません。

また、セクシュアル・ハラスメント、配偶者間の暴力行為などの人権侵害も問題となっています。

これらの課題を解決し、女性と男性が互いにその人権を尊重し、共に支え合い、責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を築くためには、県、市町村、事業者そして県民が力を合わせて、男女共同参画のための取組をなお一層進めることが必要です。このことは、また少子高齢化といった社会の変化に対応し、豊かで心の通い合う活力ある高知県を築くためにも大変重要です。

高知県は、自由民権運動発祥の誇りある地であり、かつ、女性の参政権を全国に先駆けて実現した輝かしい歴史を持っています。この自由と進取の精神風土を受け継いで、男女共同参画社会づくりを着実に一歩一歩前進させ、平和な社会の下、一人一人の人権や個性が平等に尊重される高知県となることを目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、男女共同参画社会を実現するため、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにすると ともに、男女共同参画を推進する取組に関し必要な事項を定めます。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。
 - (1) 男女共同参画社会 女性と男性が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、女性と男性が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をいいます。
 - (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善する上で、必要な範囲内において、女性と男性のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画社会づくりは、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければなりません。
 - (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的な取扱いを受けないこと、社会のあらゆる分野において個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
 - (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の諸制度や慣行が、男女の社会における主体的で自由な生き方の選択を制約することのないよう配慮されること。
 - (3) 女性と男性が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
 - (4) 女性と男性が、互いに協力しあい、社会の支援の下、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動において、家

族の一員としての役割を果たし、かつ、職場、地域その他の分野における活動を行うことができるようにすること。

- (5) 女性と男性が、互いの性別による身体的特徴の違いについて理解を深め、妊娠又は出産に関して双方の意思を尊重すること等により、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係にあることを考慮し、国際社会との協調の下に行われること。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」といいます。)に基づき、男女共同参画を推進する取組(積極的 改善措置を含みます。以下同じ。)を総合的に実施する責務を有します。
- 2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者及び市町村と連携して取り組みます。
- 3 県は、市町村における男女共同参画の取組を支援するため、必要に応じて情報の提供、技術的な助言等に努めます。 (県民の青森)
- 第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、かつ、男女共同参画の推進に努めなければなりません。
- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する取組に協力するよう努めるものとします。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念に基づき、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動とを両立させることができるよう就労環境の整備に努めなければなりません。
- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する取組に協力するよう努めなければなりません。

第2章 基本的な取組

(男女共同参画計画)

- 第7条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項に規定する男女共同参画社会づくりに向けた取組を総合的かつ計画的に行うための基本的な計画(以下「男女共同参画計画」といいます。)を定めます。
- 2 知事は、男女共同参画計画を定め、又は変更するに当たっては、県民の意見を反映するとともに、第22条に規定するこうち男女共同参画会議の意見を聴きます。

(広報活動等の充実)

- 第8条 県は、県民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため、積極的な広報活動等を行うとともに、地域に おいて男女共同参画の普及啓発その他の活動を行う人材を育成するものとします。
- 2 男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるよう、毎年6月を男女共同参画推進月間とします。

(教育と学習の推進)

- 第9条 県は、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野における教育及び県民の学習の場において、個人の尊重、男女平等 及び男女相互の理解と協力についての意識をはぐくむよう努めます。
- 2 県は、あらゆる分野の教育の場において、男女平等を基本とした教育が行われるよう努めます。

(農林水産業、商工業等自営業の分野における男女共同参画の推進)

第10条 県は、農林水産業、商工業等の自営業の分野において、従事する女性と男性の労働が、適正に評価され、かつ、女性と男性が対等な構成員として、経営活動及び地域における活動に主体的に参画する機会が確保されるよう環境整備に努めます。

(附属機関等の委員の男女構成)

- 第11条 県は、県の審議会その他の附属機関等の委員の男女構成については、規則で定める場合を除き、均衡するよう努めるものとします。
- 2 県は、市町村における審議会その他の附属機関等においても、男女構成が均衡するよう協力を求めるものとします。 (男性の家事、子育て等への参加促進)
- 第12条 県は、女性と男性が、共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とが両立できるよう、男性の家事、子育て、家族の介護等への参加を促進するための啓発に努めます。
- 2 県は、事業者において、その雇用する女性と男性が家事、子育て、家族の介護等に共にかかわり、職業生活における活動と家庭生活における活動とが両立できる環境が整備されるよう支援するものとします。

(生涯を通じた女性の健康支援)

第13条 県は、女性が思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期といった生涯を通じて、自ら健康の保持及び増進をすることができるよう環境整備に努めます。

(拠点施設)

第14条 県は、こうち男女共同参画センターを男女共同参画を推進するための拠点施設とします。

(調査研究)

第15条 県は、男女共同参画を推進するために必要な調査研究を行います。

(特定非営利活動法人等との連携及び協働)

第16条 県は、男女共同参画を推進するため、特定非営利活動法人、女性団体その他の民間の団体との連携及び協働 に努めます。

(公表)

第17条 知事は、毎年、県が行う男女共同参画の推進に関する事業の状況及び男女共同参画社会づくりの進ちょく状況を公表します。

第3章 性別による人権侵害の禁止等

(性別による人権侵害の禁止)

- 第18条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはなりません。
- 2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいいます。)を行ってはなりません。
- 3 何人も、配偶者間その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為(以下「暴力的行為」といいます。)を行ってはなりません。

(配偶者等からの暴力による被害者への支援)

- 第19条 県は、配偶者その他の親族又は事実上婚姻関係と同様の事情にある者(過去においてこれらの関係にあった者を含みます。次項において「配偶者等」といいます。)から、暴力的行為により被害を受け、又は受けるおそれのある者(次項において「被害者」といいます。)に対し、必要に応じて助言、知事が指定する配偶者暴力相談支援センター及びその他別に指定する施設(次項において「センター等」といいます。)への一時的な入所による保護その他の適切な支援を行います。
- 2 センター等の長は、前項の一時的な入所による保護を行った場合において、被害者からの申出に基づき、当該被害者の保護のため必要があると認めるときは、次に掲げる措置をとることができます。
 - (1) 被害者に対し暴力的行為を行った配偶者等又はその者から依頼を受けた者等(次号において「加害者等」といいます。)からの照会等に対し、当該被害者及びその同伴する家族の存在を秘匿すること。
 - (2) 加害者等に対し、センター等の施設内における当該被害者及びその同伴する家族との面会又は通信を禁止し、又は制限すること。

(公衆に表示する情報への配慮)

第20条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割の固定化又は男女間の暴力的行為を助長する表現を 用いないように配慮しなければなりません。

第4章 苦情等の申出の処理

- 第21条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する事業若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事業についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案について、県民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理する機関として、男女共同参画苦情調整委員(以下この条において「苦情調整委員」といいます。)を置きます。
- 2 県民又は事業者は、苦情調整委員に、前項に規定する苦情及び事案の申出をすることができます。
- 3 苦情調整委員は、前項に基づく苦情の申出を受けた場合であって、必要があると認められるときは、当該事業を所管する県の機関に対し、説明等を求め、是正その他の措置を講ずるよう助言又は指導を行います。
- 4 苦情調整委員は、第2項に基づく事案の申出を受けた場合であって、必要があると認められるときは、当該事案の関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、助言、是正の要望等を行います。
- 5 苦情調整委員は、第25条に規定する委員の互選により選ばれた者の中から、3名以内で知事が任命するものとします。 ただし、申出の内容によっては、同条に規定する委員以外の者を当該苦情調整委員として2名以内で任命することができます。

第5章 こうち男女共同参画会議

(設置)

第22条 男女共同参画の推進に関し、知事の附属機関として、こうち男女共同参画会議(以下「参画会議」といいます。)を 置きます。

(仟務)

- 第23条 参画会議の任務は、次のとおりとします。
 - (1) 男女共同参画計画の作成又は変更に関すること及び男女共同参画社会の実現に関する重要な事項を調査審議すること。
 - (2) 県が実施する男女共同参画の推進に関する取組の状況について、知事に意見を述べること。

(組織)

第24条 参画会議は、委員15人以内で組織します。

(委員)

- 第25条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命します。この場合において、第2号に掲げる者については、2名以上 となるよう努めます。
 - (1) 男女共同参画に関し識見を有する者
 - (2) 公募に応じた者
- 2 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(会長及び副会長)

- 第26条 参画会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定めます。
- 2 会長は、会務を総理し、参画会議を代表します。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。 (部会)

第27条 参画会議は、専門の事項を調査させるため、部会を置くことができます。

- 2 部会に部会長を置き、会長がこれを指名します。
- 3 部会の委員は、会長が指名します。

第6章 雑則

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が別に定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第4章及び附則第3項の規定は、同年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に定められているこうち男女共同参画プランは、第7条の規定に基づき定められた男女共同参画計画とみなす。

(地方自治法第203条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例の一部改正)

3 地方自治法第203条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例(昭和28年高知県条例第13号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

⑦ DVについての主な相談機関

(1) 配偶者暴力相談支援センター(高知県女性相談支援センター)

区分	相談時間		電話番号	休み
電話相談	月~金曜日	9時 ~ 22時	相談電話 (おなやみ) 088-833-0783	年末·年始 (12月29日 ~ 1月3日)
	土、日、祝日	9時 ~ 20時	FAX	
来所相談(予約制)	月~金曜日	9時 ~ 16時30分	088-833-0782	土·日·祝日 年末·年始 (12月29日 ~ 1月3日)
法律相談(予約制)	第2水曜日	14時 ~ 16時		

[※]ご希望があれば市町村へ出向いての相談もお受けしますので、事前にご相談ください。 所在地 高知市百石町2丁目34-8

(2) こうち男女共同参画センター「ソーレ」

区分	相談時間		電話番号	休館日
一般相談	毎日	9時 ~ 17時 (面談·電話)	088-873-9555	第2水曜日
法律相談(予約制)	第2·第4木曜日	14時 ~ 16時		
こころの相談(予約制)	第1木曜日	(面談)	電話	(12月29日 ~ 1日3日)
健康相談(予約制)	第3木曜日	11時 ~ 13時 (電話)	088-873-9100 FAX 088-873-9292	
男性のための 悩み相談(予約制)	第1·第3火曜日	18時 ~ 20時 (面談·電話)	000-070-9292	

所在地 高知市旭町3丁目115番地

(3) 警察

機関名	電話番号	所 在 地
警察本部 総合相談室	(代) 088-823-9110 #9110でも可	高知市丸ノ内2丁目4-30
高知警察署	(代) 088-822-0110	高知市北本町1-9-20
高知南警察署	(代) 088-834-0110	高知市桟橋通4-15-11
室尸警察署	(代) 0887-22-0110	室戸市室戸岬町5523-1
安芸警察署	(代) 0887-34-0110	安芸市矢ノ丸2-9-2
香南警察署	(代) 0887-55-0110	香南市赤岡町1375
南国警察署	(代) 088-863-0110	南国市大埇甲1598-1
香美警察署	(代) 0887-52-0110	香美市土佐山田町栄町12-2
本山警察署	(代) 0887-76-0110	長岡郡本山町本山850-1
いの警察署	(代) 088-893-1234	吾川郡いの町駅南町10
土佐警察署	(代) 088-852-0110	土佐市高岡町甲1842-1
佐川警察署	(代) 0889-22-0110	高岡郡佐川町丙3555
須崎警察署	(代) 0889-42-0110	須崎市山手町1-8
窪川警察署	(代) 0880-22-0110	高岡郡四万十町榊山町4-19
中村警察署	(代) 0880-34-0110	四万十市右山2034番地17
宿毛警察署	(代) 0880-63-0110	宿毛市幸町7番54号

- ・夜間・休日は、当直員対応となります。
- ・各警察署の窓口は、生活安全担当課です。
- ※身に危険がある等の緊急を要する場合は、110番に通報してください。

(4) 法務局

全国共通ナビダイヤル	電話:0570-003-110	最寄りの法務局につながります。
女性の人権ホットライン	電話:0570-070-810	高知地方法務局につながります。

- ・相談時間は、平日8時30分~17時15分までです。
- ·PHS、一部のIP電話等からは、利用できない場合があります。

第2次「高知県DV被害者支援計画」

平成24年3月

高知県文化生活部県民生活·男女共同参画課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号 TEL.088-823-9651 FAX.088-823-9879

メールアドレス 141601@ken.pref.kochi.lg.jp ホームページ http://www.pref.kochi.lg.jp/ soshiki/141601/danzyo-index.html

